

第三次紫波町総合計画

令和6（2024）～令和9（2027） 後期基本計画

暮らし心地の良いまち

～持続可能な社会の実現を目指して～

令和6（2024）年3月

紫 波 町

『暮らし心地の良いまち』の実現に向けて

～自信と誇りを持てるふるさと～



紫波町長 熊谷 泉

「第三次紫波町総合計画」は令和2（2020）年度から令和9（2027）年度の8年間を計画期間とするまちづくりの最上位計画です。この計画は、まちづくりの基本的な方針を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための施策をまとめた「基本計画」（前期4年、後期4年）と、具体的な取組を定めた「実施計画」からなります。

このたび、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度の後期4年間に取り組む施策を体系的に表した「後期基本計画」を議会の議決を経て令和6年3月に策定しました。

わが国では、人口減少、少子高齢化の急速な進行やデジタル化、脱炭素化の進展など、社会・経済は大きく変化しています。また、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の脅威、世界で長引く戦争の影響による物価上昇など、生活環境が脅かされる予測不能な事態が今後も起こるかもしれません。先行きが不透明なこのような時代だからこそ、多様な市民との協働と多様な民間事業者との公民連携により新しい価値を創造し、未来に向けてまちづくりを進めていく必要があります。

本計画は、町の目指す将来像として「暮らし心地の良いまち」を掲げ、その実現に向けた取組は策定から4年の節目を迎えました。「循環型のまちづくり」、「協働のまちづくり」、「多様性あるまちづくり」の基本理念に基づき、前期4年間で実施した施策の方向性を継承しつつ、町の先人が築いた文化や食などの地域資源の魅力をさらに磨き上げ、自然豊かな景観を維持しながら、都市の便利さと農村の豊かさを備えた紫波町らしいまちづくりに取り組んでまいります。

今後、社会経済情勢が変化していく中においても、変わらずに大切な町民の暮らしを守ると共に、より豊かで魅力あふれる町の未来を築き上げ、「住み続けたい」、「帰ってきたい」と思える町を育ててまいります。

本計画の審議にご尽力いただいた紫波町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただいた町民、関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

目 次

第三次紫波町総合計画 後期基本計画

序章 後期計画の策定について	1
第1節 基本計画について	1
第2節 土地利用の方針	1
第3節 財政フレーム	2
第4節 計画の体系	3
第1章 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち	8
第1節 一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている	
第1項 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができ、子どもが健やかに成長する	9
第2項 病気の予防に取り組む人が増えている	10
第3項 健康に関心を持ち、行動する人が増えている	11
第4項 感染症予防に取り組む人が増えている	12
第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている	
第1項 誰でも安心して医療が受けられる	13
第2項 国民健康保険が安定して運営されている	14
第3項 いつでも安心して医療を受けられる体制が整っている	15
第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている	
第1項 地域で福祉が支えられている	16
第2項 障がい者の社会参加と自立への支援が行われている	18
第3項 高齢者が生きいきと暮らし、地域での活躍や社会参加ができている	19
第4項 支援や介護が必要になっても、望む場所で望む生活を継続できる高齢者が増える	20
第5項 経済的に安定した生活のための支援がある	21
第4節 健康で規則正しい食生活を実践している	
第1項 生涯を通じた望ましい食習慣を理解する人が増える	22
第2項 地産地消・食文化の継承がなされている	23
第3項 学校給食を通じて、児童・生徒の望ましい食生活に対する理解が深まる	24

第2章	【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かした なりわいがあるまち	25
第1節	豊かな自然環境が保たれている	
第1項	環境に配慮した生活を行い、生命と物を大切にしている	26
第2項	町民一人ひとりが地球温暖化防止について考え生活を送っている	27
第2節	農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている	
第1項	農家所得が向上し、個々の経営体の経営が安定する	28
第2項	循環型農業・農畜産物の安定供給ができています	29
第3項	町内産の農産物・加工品の消費が拡大されている	30
第4項	生産者が安心して営農できる農業生産基盤が整う	31
第3節	環境への負荷に配慮した低炭素社会が進む	
第1項	良好な森林環境の保全と森林資源の活用が図られている	32
第4節	今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている	
第1項	既存の産業及び事業者が発展している	33
第2項	リノベーションまちづくり手法を取り入れた賑わいの再生が進む	34
第3項	地域の活性化につながる新たな中小企業の活動が創出されている	35
第4項	伝統産業の技術と文化が振興し販路が拡大している	36
第5節	町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている	
第1項	交流人口の増加により町内消費が増加している	37
第2項	移住・定住先として町が選ばれている	38
第3項	町内外の人が町に関わりを持つ機会がある	39
第6節	町内に就労する人が増え、人材不足が解消している	
第1項	町内企業の魅力が向上し、かつ町内の雇用が拡大している	40
第3章	【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち	41
第1節	利便性の高い市街地がつくられている	
第1項	良好な市街地環境がえられる	42
第2項	都市機能の利便性が高まる	43
第2節	道路や河川が整備・維持され、安全が保たれている	
第1項	道路の安全性・利便性が確保される	44
第2項	治水・雨水対策により災害リスクが低減する	45
第3項	都市下水路を起因とする内水氾濫の被害が減少する	46
第3節	上下水道が安定して供給されている	
第1項	安心・安全な良質の水道水が安定して供給されるようになる	47
第2項	豊かな環境や快適な暮らしを支える下水道が整っている	48
第4節	居住環境が快適である	
第1項	良好な住宅に住める人が増える	49
第2項	公園や緑地の環境が整っている	50

第3項 利用しやすい公共交通が整っている	51
第5節 交通安全が維持されている	
第1項 交通事故から町民が守られる	52
第2項 道路の安全性・利便性が確保される	53
第6節 防犯体制が整っている	
第1項 犯罪や事件から町民が守られる	54
第7節 消防体制が整っている	
第1項 火災から町民が守られる	55
第8節 防災体制が整っている	
第1項 自然災害から町民が守られる	56

第4章 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く 人に満ちたまち 57

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている	
第1項 子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎が育まれている	58
第2項 子どもの資質・能力が持続的に形成されている	59
第3項 豊かな人間性・社会性と健やかな体が形成されている	60
第4項 誰一人取り残されない学びが保障されている	62
第5項 より良い学校教育環境が確保されている	63
第6項 支援の必要な子どもが心身共に健やかに育つ環境が保障されている	64
第2節 安心して子育てができる環境が整っている	
第1項 保護者は安心して子育てしながら、子育て・教育を含め自分の思い描いた ことを行動して実現している	66
第3節 町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている	
第1項 町民それぞれが教養を高め心豊かに暮らす人が増えている	68
第2項 歴史や文化遺産が守られ魅力ある地域がつけられている	69
第3項 町民がスポーツに親しむ機会がある	70
第4項 子どもが地域で生き生きした生活を送っている	71

第5章 【自治・参加】多様性とながりのある暮らし心地の 良いまち 72

第1節 まちづくりを主体的に考え行動できる環境が整っている	
第1項 市民と町の信頼関係が構築され協働のまちづくりが進められている	73
第2項 市民の意見がまちづくりに反映されている	74
第2節 地域の実情に合ったコミュニティがある	
第1項 市民が主体的に活動に取り組める環境が整っている	75
第2項 町と町民の協働により地域課題の解決が進む	76

第3節 国籍や性別などに関わらず、共生できる社会になっている

- 第1項 違いを認め合い、多様な価値観を尊重する人が多い町になる ----- 77
- 第2項 国際交流や姉妹都市交流が活発に行われている ----- 78

第4節 町民の暮らしに情報が活用されている

- 第1項 デジタルを活用した取組が進み、暮らしが便利で豊かになる ----- 79
- 第2項 情報と人々が繋がる拠点として情報交流館（図書館）を活用したいと思う
人が増加する ----- 80
- 第3項 町民の声が行政に届き、行政からの情報が町民にしっかりと届いている ---- 81

行財政経営 ----- 82

第1節 町民が必要な手続や情報などを、いち早くかつ丁寧に提供できる 体制がある

- 第1項 専門的な知識や対応力を備え、かつ町民に寄り添ったサービスを行える
職員がいる ----- 83
- 第2項 窓口やインターネットでの行政手続が簡単・便利になっている ----- 84

第2節 持続可能な行政経営が行われている

- 第1項 職員が業務に集中し、最大のパフォーマンスを発揮できる環境がある ----- 85
- 第2項 計画的かつ適正な行政運営が行われている ----- 86
- 第3項 町有財産の適切な管理と積極的な活用が行われている ----- 87
- 第4項 行政ニーズに応えるための財政運営が行われている ----- 88

資料

- 紫波町総合計画審議会 ----- 89
- 分野別個別計画 ----- 93

第三次紫波町総合計画

後期基本計画

令和6年度 ～ 令和9年度
(2024) (2027)

紫 波 町

序章 後期基本計画の策定について

第1節 基本計画について

基本計画とは、まちづくりの基本方針である基本構想の実現のため、土地利用の方針、財政フレーム、政策分野別方針について明らかにしたものです。

1 計画策定の経緯

第三次紫波町総合計画における基本構想と基本計画は、令和2（2020）年度を基準年とし、令和9（2027）年度を目標年次とする8年間の計画です。このうち、基本計画については前期と後期に分け、4年を目途に社会情勢などを踏まえた見直しを行うこととしており、これに基づき後期（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）の基本計画を策定するものです。

なお、基本構想は8年間を通した構想であるため、変更はありません。

第三次紫波町総合計画基本構想

○まちづくりの将来像 「暮らし心地の良いまち」

○未来を実現するための分野別の将来像

- 1 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち
- 2 【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち
- 3 【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち
- 4 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち
- 5 【自治・参加】多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

2 前期基本計画との整合性

後期基本計画は、前期基本計画と同様にまちづくりの基本方針である基本構想に基づき策定します。策定にあたっては、前期計画を検証するとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応して見直しを行います。

第2節 土地利用の方針

「暮らし心地の良いまち」の実現に向けて取組を進めるとともに、町の環境を100年後の子どもたちにより良い姿で残し伝えられるよう、総合的かつ計画的な土地利用を行います。

土地利用の方針については、令和5（2023）年3月に策定した「国土利用計画 紫波町計画（第2次）」に基づくものとします。



国土利用計画は
こちら

第3節 財政フレーム

基本計画に掲げる施策の実現性を確保するため、財政フレームを次のとおり設定します。

この財政フレームは、後期計画期間である令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間の普通会計ベースでの財政の総枠について、令和5（2023）年度予算などを基に将来推計したものです。

			後期基本計画 (令和 6 ～ 9 年度) 百万円	構成比 %
歳 入	町税		14,223	23.2
	地方交付税（臨財債含む）		17,637	28.7
	交付金・譲与税		4,240	6.9
	地方債		5,091	8.3
	その他		20,182	32.9
	合 計		61,373	100.0
歳 出	経常的経費	人件費	10,511	17.1
		扶助費	11,453	18.7
		公債費	4,754	7.7
		その他	27,855	45.4
		計	54,573	88.9
	投資的経費		6,800	11.1
	合 計		61,373	100.0

注）実質的な交付税である臨時財政対策債（歳入）については、「地方交付税」に含めて推計しています。

第4節 計画の体系

目指す将来像		
暮らし心地の良いまち		
まちづくりの基本理念		
循環型のまちづくり	協働のまちづくり	多様性あるまちづくり
重視する地域資源	[食] [文化]	[スポーツ]

分野別の将来像【章】			
1【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち 町に住む誰もが、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていくため、お互いを認め合い、 支え合いが生まれてくるまちをつくります。			
実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 健康	一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている	1	妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができ、子どもが健やかに成長する
		2	病気の予防に取り組む人が増えている
		3	健康に関心を持ち、行動する人が増えている
		4	感染症予防に取り組む人が増えている
2 医療	誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている	1	誰でも安心して医療が受けられる
		2	国民健康保険が安定して運営されている
		3	いつでも安心して医療を受けられる体制が整っている
3 福祉	一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている	1	地域で福祉が支えられている
		2	障がい者の社会参加と自立への支援が行われている
		3	高齢者が生きいきと暮らし、地域での活躍や社会参加ができている
		4	支援や介護が必要になっても、望む場所で望む生活を継続できる高齢者が増える
		5	経済的に安定した生活のための支援がある
4 食	健康で規則正しい食生活を実践している	1	生涯を通じた望ましい食習慣を理解する人が増える
		2	地産地消・食文化の継承がなされている
		3	学校給食を通じて、児童・生徒の望ましい食生活に対する理解が深まる

分野別の将来像【章】

2【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

昔から大切に守られてきた自然や先人たちの知恵・技術は、町の財産です。
この魅力に気付き、多様な世代がお互いにつながり合いながら、これらを生かし、新たな知恵や技術で挑戦し続けることで自らのなりわいを生み出し、豊かな暮らしを未来へと紡いでいきます。

実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 環境	豊かな自然環境が保たれている	1	環境に配慮した生活を行い、生命と物を大切にしている
		2	町民一人ひとりが地球温暖化防止について考え生活を送っている
2 農業	農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている	1	農家所得が向上し、個々の経営体の経営が安定する
		2	循環型農業・農畜産物の安定供給ができています
		3	町内産の農産物・加工品の消費が拡大されている
		4	生産者が安心して営農できる農業生産基盤が整う
3 森林・林業	環境への負荷に配慮した低炭素社会が進む	1	良好な森林環境の保全と森林資源の活用が図られている
4 商工業	今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている	1	既存の産業及び事業者が発展している
		2	リノベーションまちづくり手法を取り入れた賑わいの再生が進む
		3	地域の活性化につながる新たな中小企業の活動が創出されている
		4	伝統産業の技術と文化が振興し販路が拡大している
5 観光交流・定住	町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている	1	交流人口の増加により町内消費が増加している
		2	移住・定住先として町が選ばれている
		3	町内外の人が町に関わりを持つ機会がある
6 雇用・就労	町内に就労する人が増え、人材不足が解消している	1	町内企業の魅力が向上し、かつ町内の雇用が拡大している

分野別の将来像【章】

3【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち

環境の変化に対応した社会インフラの機能を維持しつつ、新たな地域のつながりや価値を生み出していくために、様々な世代が、そして町民と行政が、それぞれ知恵を出し、協力し合うことで、自然と調和した安全で快適に暮らせるまちをつくります。

実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 都市計画	利便性の高い市街地が つくりだされている	1	良好な市街地環境が つくりだされる
		2	都市機能の利便性が 高まる
2 道路・ 河川	道路や河川が整備・維持さ れ、安全が保たれている	1	道路の安全性・利便性が 確保される
		2	治水・雨水対策により災 害リスクが低減する
		3	都市下水路を起因とする 内水氾濫の被害が減少す る
3 上下水道	上下水道が安定して供給 されている	1	安心・安全な良質の水道 水が安定して供給される ようになる
		2	豊かな環境や快適な暮ら しを支える下水道が整っ ている
4 住宅・ 公園・ 公共交通	居住環境が快適である	1	良好な住宅に住める人 が増える
		2	公園や緑地の環境が整 っている
		3	利用しやすい公共交通 が整っている
5 交通安全	交通安全が維持されてい る	1	交通事故から町民が守 られる
		2	道路の安全性・利便性が 確保される
6 防犯	防犯体制が整っている	1	犯罪や事件から町民が 守られる
7 消防	消防体制が整っている	1	火災から町民が守られ る
8 防災	防災体制が整っている	1	自然災害から町民が守 られる

分野別の将来像【章】

4【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

人がそれぞれのライフステージにおいて充実した時間を過ごすためには、幼児期から老年期に至る全ての過程において成長を続けることが肝要です。わたしたちには、共に知り、為し、人間として生きることを学び、成熟し、そして、未来を切り拓く次世代へと大切なものを橋渡しする使命があります。このことを見据え、人と人が支え合うことができる魅力あるまちを創造します。

実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 保育・教育	子どもが心豊かに育つ環境が整っている	1	子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎が育まれている
		2	子どもの資質・能力が持続的に形成されている
		3	豊かな人間性・社会性と健やかな体が形成されている
		4	誰一人取り残されない学びが保障されている
		5	より良い学校教育環境が確保されている
		6	支援の必要な子どもが心身共に健やかに育つ環境が保障されている
2 子育て支援	安心して子育てができる環境が整っている	1	保護者は安心して子育てしながら、子育て・教育を含め自分の思い描いたことを行動して実現している
3 生涯学習	町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている	1	町民それぞれが教養を高め心豊かに暮らす人が増えている
		2	歴史や文化遺産が守られ魅力ある地域がつくられている
		3	町民がスポーツに親しむ機会がある
		4	子どもが地域で生き生きした生活を送っている

分野別の将来像【章】			
5【自治・参加】多様性つつながりのある暮らし心地の良いまち 多様な人がお互いに尊重し、認め合い、つながり合う、「暮らし心地の良いまち」をつくり ます。			
実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 協働	まちづくりを主体的に考 え行動できる環境が整っ ている	1	市民と町の信頼関係が構築され協働のまちづくりが進 められている
		2	市民の意見がまちづくりに反映されている
2 コミュニ ティ	地域の実情に合ったコミ ュニティがある	1	市民が主体的に活動に取り組める環境が整っている
		2	町と町民の協働により地域課題の解決が進む
3 共生社会	国籍や性別などに関わら ず、共生できる社会になっ ている	1	違いを認め合い、多様な価値観を尊重する人が多い町 になる
		2	国際交流や姉妹都市交流が活発に行われている
4 情報	町民の暮らしに情報が活 用されている	1	デジタルを活用した取組が進み、暮らしが便利で豊か になる
		2	情報と人々が繋がる拠点として情報交流館（図書館） を活用したいと思う人が増加する
		3	町民の声が行政に届き、行政からの情報が町民にしっ かりと届いている

分野別の将来像【章】			
【行財政経営】 限られた経営資源を生かし、より質の高い行政サービスを町民に提供していくとともに、 自主財源の確保に努めながら財政の健全性に配慮し、持続可能な行政経営を進めます。 また、時代や環境の変化に伴う要請に柔軟かつ的確に対応できる職員の育成や、組織体制 の不断の見直し、各部課横断の取組を進めていきます。			
実現したい状態【節】		実現したい具体的な状態【項】	
1 住民 サービス	町民が必要な手続や情報 などを、いち早くかつ丁寧 に提供できる体制がある	1	専門的な知識や対応力を備え、かつ町民に寄り添った サービスを行える職員がいる
		2	窓口やインターネットでの行政手続が簡単・便利にな っている
2 行財政	持続可能な行政経営が行 われている	1	職員が業務に集中し、最大のパフォーマンスを発揮で きる環境がある
		2	計画的かつ適正な行政運営が行われている
		3	町有財産の適切な管理と積極的な活用が行われている
		4	行政ニーズに応えるための財政運営が行われている

第1章【健康・安心】

誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

町に住む誰もが、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていくため、お互いを認め合い、支え合いが生まれてくるまちをつくれます

第1節 【健康】

一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている

第2節 【医療】

誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている

第3節 【福祉】

一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第4節 【食】

健康で規則正しい食生活を実践している

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第1節 一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている

第1項 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができ、子どもが健やかに成長する

■ 現状と課題

- ・町公式アプリなどスマートフォンを活用した情報伝達手段について母子健康手帳交付時に周知し、妊産婦が情報を得やすい環境が整っています。一方で、タイムリーな情報提供については改善の余地があります。
- ・母子健康手帳交付時や乳児訪問では各種相談に対応し、以後の乳児健診や予防接種等についてきめ細かな情報提供をしています。
- ・法定健診や各種相談事業で乳幼児の成長の確認を行い、必要に応じて療育の支援につなげています。
- ・健診や相談体制については、現状に満足せず、最大限の機会を提供できるよう常に体制を見直す必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 母子の心身の健康の確保と増進 ➤ 妊娠期からの虐待防止支援 ➤ 育児不安の解消につながる支援	母子包括支援事業 (健康福祉課、こども課)
--	--------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】

子育てに関する正しい情報収集、幼少期からの規則正しい生活習慣の実践、地域での見守りによる虐待防止

【民間事業者】

産後ケアを実施する医療機関の増加、民間事業者による子育て相談体制の充実、行政との情報共有・連携

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
妊娠早期（妊娠11週以下）に妊娠届出を行う者の割合（％）	95.9（H30）	94.9	98.5
産後に助産師や保健師等からの助言を十分受けられたと感じた割合（％）	90.5（H30）	90.9	95.0
乳児等訪問の満足度（％）	92.8（H30）	96.9	98.0

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第1節 一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている

第2項 病気の予防に取り組む人が増えている

■ 現状と課題

- ・脳血管死亡率（人口10万人対）は年々減少し、県や盛岡保健医療圏の平均よりも低くなっています。
- ・コロナ禍で検診の受診控えが生じましたが、周知方法や体制を見直しながら検診を実施しました。受診者には検診結果に応じた情報提供や受診勧奨、保健指導を実施し、特定保健指導該当者率が減少しました。
- ・特定健診、がん検診ともに、多忙な子育て世代や働き盛り世代の受診率が低くなっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 生活習慣改善の支援 ➤ がん検診事業の推進 ➤ 健康管理の支援 ➤ 生活習慣病重症化予防の推進	成人保健事業 (健康福祉課、町民課)
---	-----------------------

■ 多様な主体に期待する取組

- 【町民】定期的な健（検）診の受診、健（検）診結果を活用した生活習慣の改善
- 【民間事業者】健康管理に積極的な人への支援
- 【検診実施機関】受診しやすい検診機会の提供、検診の普及啓発

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
脳血管疾患死亡率（人/10万人）	136.5（H29）	115.2	115.0
特定保健指導該当者率（％）	14.2（H30）	13.1	13.0

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第1節 一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている

第3項 健康に関心を持ち、行動する人が増えている

■ 現状と課題

- ・コロナ禍による感染への不安から、健康づくり事業への参加者が減少しました。また、他者とのコミュニケーション回避や外出頻度の減少により身体活動が低下し、フレイル（加齢により心身が衰えた状態）になるリスクが生じました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけとなり、町民の感染症対策への意識が向上しました。
- ・健康づくり事業への参加者が固定化していることから、開催方法や対象者へのアプローチを改善する必要があります。
- ・運動習慣のない人が体を動かすきっかけづくりとなるような取組の必要性が高まっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 健康づくりへの支援 ➤ 疾病予防・健康管理への支援	健康づくり事業 (健康福祉課、長寿介護課)
--------------------------------	--------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】地域の集まりや集いの場に参加し、身体健康づくりの情報を得る

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R2）	目標値（R9）
日常生活において歩行または同等の身体活動を1時間以上毎日行っている人の割合（％）	42.2（H30）	42.2	90.0

第1節 一人ひとりが心身ともに健康な生活を送っている

第4項 感染症予防に取り組む人が増えている

■ 現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の流行によってワクチン接種や一般的な感染症対策に取り組む人が増え、コロナ禍においては、インフルエンザの大きな流行はありませんでした。
- ・母子保健事業の様々な場を活用して、乳幼児の予防接種の状況確認や助言を行い、高い接種率が維持されています。
- ・法令改正により、令和2年10月から定期予防接種（A類）にロタウイルスワクチンの追加、令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチン対象者への積極的勧奨の再開、四種混合の接種開始が生後2か月からとなり、紫波郡医師会やその他の医療機関と連携して予防接種事業が進められています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 乳幼児の予防接種スケジュール管理の支援 ➤ 安全で円滑な予防接種の推進	感染症予防事業 (健康福祉課)
--	--------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】 予防接種の積極的な接種

【医療機関】 町民に対する医学的見地からの適切な説明や対応

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
麻しん風しん混合第2期接種率（％）	97.3 （H30）	98.0	98.5
予防接種事故報告件数（件）	2 （H30）	8	0

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている

第1項 誰でも安心して医療が受けられる

■ 現状と課題

- ・団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者医療被保険者の増加が続いています。それに伴い医療費も増加傾向にあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、令和2年度から4年度まで後期高齢者医療の説明会が実施できず、制度を十分に周知する機会が確保できませんでしたが、令和5年度から説明会が再開されています。
- ・医療機関でのオンライン資格確認が開始され、限度額適用（標準負担額減額）認定証の交付を受けなくても、医療機関で個々の認定区分の確認が可能になっています。
- ・子ども医療費の助成について、令和5年8月から高校生年齢までの現物給付が始まり、窓口負担が軽減されています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 高齢者への支援の充実 ➤ 福祉医療制度の充実	福祉医療給付事業、高齢者医療事務 (町民課)
-----------------------------	---------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】健康な生活の維持、定期的な健診の受診

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
福祉医療給付対象者申請勧奨（回）	-（-）	4	2
後期高齢者医療制度説明会参加率（％）	72.0（H30）	0	75.0
限度額適用（標準負担額減額）認定証交付率（％）	96.0（H30）	53.3	98.0

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている

第2項 国民健康保険が安定して運営されている

■ 現状と課題

- ・国民健康保険事業は、平成30年度から県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担っており安定的に運営されています。
- ・社会保険の適用拡大、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などの要因により、国民健康保険被保険者の減少が続いています。
- ・国では、都道府県単位での安定的な財政運営の確保、被保険者間の不公平感の解消のため、保険税水準の統一に向けた取組を加速化するとしています。町でも保険税水準統一に向けた取組が必要になります。
- ・被保険者一人ひとりが健康に対する意識を高め、生活習慣病の発症や重症化の予防、早期治療の取組が必要です。
- ・税の納付方法が電子化により拡大しています。(クレジットカード、スマホ決済アプリなど)
- ・被保険者の高齢化による疾病構造の変化や高度医療の進展などにより、一人当たり医療費は増加傾向にあります。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及や認知が進み、利用が増えています。医療費の適正化を図るためにも後発医薬品の更なる普及と利用を進めていく必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 国民健康保険財政の安定 ➤ 国民健康保険事業の適正な運営 ➤ 税の自主納付の推進 ➤ 医療費適正化の推進	国民健康保険事業 (町民課、健康福祉課、税務課)
--	-----------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】健康な生活の維持、定期的な健診の受診、積極的な後発医薬品の利用

■ まちづくり指標

指標(単位)	基準値(年度)	現状値(R4)	目標値(R9)
国民健康保険税収納率(%)	94.4 (H30)	96.0	96.0
1人当たりの医療費(円)	406,500 (H30)	323,816	535,000

第1章【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられる環境が整っている

第3項 いつでも安心して医療を受けられる体制が整っている

■ 現状と課題

- ・紫波郡医師会への委託による休日当番医制や盛岡保健医療圏の市町合同事業による二次救急医療が確保され、町民が緊急時でも安心して医療を受けられる体制が維持されています。
- ・矢巾町に高度医療を担う岩手医科大学附属病院が移転したことや、紫波郡内に小児科や整形外科の開業もあり、安心して医療を受けられる体制が整ってきています。
- ・診療科目によっては紫波郡内に医療機関が少なく、長時間の待ち時間や希望する診療が受けられない場合があります。また、地域によっては交通の便が悪く、医療機関の受診に支障をきたしている地域があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 医療体制の確保と適正受診の周知 ➤ 医師会との連携	地域医療体制確保事業 (健康福祉課)
--------------------------------	-----------------------

■ 多様な主体に期待する取組

- 【町民】 かかりつけ医を持ち、適正受診の必要性を知る
- 【盛岡広域医療圏構成市町】 連携による持続した医療体制の確保
- 【医療機関】 受診機会の確保

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
「町民医療」について満足と感じる町民の割合（％）	57.3 （H29）	-	60.0

第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第1項 地域で福祉が支えられている

■ 現状と課題

- ・紫波町社会福祉協議会によって、民生委員の活動支援や弁護士等による相談会、ふれあい・いきいきサロン等が開催され日常生活の心配事を把握し解決する取組が継続されています。
- ・地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制整備事業※¹が令和3年に創設され、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に対応した包括的な支援体制を整備する制度ができました。
- ・少子高齢化や人口減少の進行、人間関係の希薄化、地域の担い手不足による組織の機能低下や維持困難など様々な事情により、地域のコミュニティ活動が低下しつつあります。
- ・生活上の課題が複雑化・多様化する中で、既存サービスでは対応が困難なひきこもり状態や社会的孤立、8050問題※²などの事案に対して、関係者間及び地域との連携による重層的な支援体制の整備など、地域共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
- ・地域福祉の中心となる民生児童委員の担い手が不足しています。活動への理解を広めて担い手を育成するとともに、地域全体での活動への支援が必要となっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 民生児童委員・主任児童委員の活動への支援 ➤ 社会福祉協議会や各福祉団体に対する補助金交付及び活動への支援 ➤ 地域福祉計画の推進と重層的支援体制の整備 ➤ 自立への支援 ➤ 福祉サービスの提供	地域福祉推進事業、生活困窮者自立支援事業、自殺対策事業（健康福祉課）
---	------------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】地域福祉の理解促進と共助意識の醸成、地域で自発的な助け合いの活動、地域活動リーダー育成と組織的な活動の組立て

【福祉団体】行政と連携した重層的支援体制の整備、生活の困り事相談への対応と寄り添い支援、民生児童委員と連携した地域福祉の取組

【民生児童委員】地域町民の現状把握と見守り、地域町民の相談対応、困り事のある人の掘り起こしと支援機関等への繋ぎ

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
民生児童委員の地域活動回数（件）	3,300（H30）	3,052	3,300
自立相談支援件数 ※新規件数（件）	77（H30）	52	80

- ※1 重層的支援体制整備事業：市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの
- ※2 8050 問題：「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題

第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第2項 障がい者の社会参加と自立への支援が行われている

■ 現状と課題

- ・基幹相談支援センターによる総合的な相談体制が整い、関係機関の情報連携が進み、必要な障害福祉サービスの提供によって障がい者の自立が支援されています。また、町に医療的ケア児相談員が配置され、支援体制が強化されています。
- ・令和2年4月に盛岡広域5市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）の共同で「盛岡広域成年後見センター」が設置され、成年後見制度の利用促進が図られています。（令和5年度 岩手町加入）
- ・サービス利用希望者の増加に対して、対応できる事業所や相談支援専門員が不足しているため、サービス調整に時間を要するケースが生じています。サービスの維持と質の確保のためには専門人材の確保が必須であることから、国に対して対策を要望しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 障がい者の自立生活支援 ➤ 障がい者の社会参加活動、雇用・就労への支援 ➤ 精神保健福祉の実施 ➤ 障がい者の権利を擁護する取組への支援 ➤ 障がい福祉プランの策定と推進	障害者総合支援事業 （健康福祉課）
---	----------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】障がいに対する理解促進・偏見の除去、障がい者の社会参加への理解と支援

【基幹相談支援センター】相談支援事業所に対する人材育成支援の継続

【障がい者支援団体】障がい者間の交流促進と理解促進・啓発活動への積極的参加

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
理解促進・啓発活動への参加者数（人）	70 （H30）	0	100
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	2 （H30）	2	4

第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第3項 高齢者が生きいきと暮らし、地域での活躍や社会参加ができている

■ 現状と課題

- ・町の高齢者人口は令和5年9月末で10,486人、高齢化率は31.84%となっています。また、高齢者における75歳以上の人口の割合は5割を超えており、今後も増加が見込まれます。
- ・高齢者の集う場や居場所が増え、高齢者同士の交流や支え合い、就労も含めた社会参加ができています。
- ・シルバーリハビリ体操指導を中心とした高齢者の活躍の場が増加しています。
- ・自分たちの暮らしの中にある様々な課題について、地域の中で解決できることを話し合えるよう、生活支援コーディネーターが調整役となり、地域の新しい支援の仕組みづくりを進めています。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、介護（予防）サービスに限らず、認知症の人と共に考える仕組みづくりや町民同士の支え合いも含めた生活実態に合わせた体制整備などの充実がさらに必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 社会参加の仕組みづくり ➤ 介護予防の推進	介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業、在宅高齢者支援事業（長寿介護課）
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民、民間事業者】

見守り意識の醸成、各地域の実情に合わせた日常生活支援の取組。認知症のある本人及びその家族・町民同士の互助を含めた「集いの場」の創設とその支援の仕組みづくり

【高齢者】介護予防事業の積極的参加・利用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町民主体の集いの場の設置数（町民主体の集いの場、認知症カフェ、いこいの家設置数）（箇所）	95（H30）	130	135
介護予防事業（高齢者サロン、いこいの家、元気アップ教室、シルバーリハビリ体操）の延参加者数（人）	20,707（H30）	11,418	15,000
要介護認定率（％）	17.5（H30）	18.1	19.0

第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第4項 支援や介護が必要になっても、望む場所で望む生活を継続できる 高齢者が増える

■ 現状と課題

- ・高齢者の介護予防の取組によって健康維持する人が増え、要介護認定率が維持されています。
- ・要介護認定率は令和5年度の目標値18.0%を0.1%超過していますが、これはコロナ禍による外出自粛により身体機能・認知機能の低下が進んだ高齢者が増加したことによる一時的なものと捉えており、今後増加傾向は鈍化すると見込まれます。
- ・在宅での介護施設待機者数が増加傾向にありますが、令和5年度中に矢巾町に広域型の特別養護老人ホーム（60床）が開所予定であるため、減少に転じると考えられます。
- ・様々なサービスの充実のためには、地域住民や多様な主体による取組の支援・担い手の確保が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 地域包括ケアシステム※の深化・推進	介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業、介護保険事業 (長寿介護課)
➤ 介護給付の適正化	
➤ 介護サービスの質の向上	
➤ 適切な介護保険事業の運営	

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】見守り意識の醸成

【民間事業者】各地域の実情に合わせた日常生活支援の取組や介護予防サービスの創設

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	375（H30）	510	375
在宅での介護施設待機者数（人）	28（H30）	34	15
「高齢者に質の高い介護サービスが行われている」の満足度（％）	57.6（H30）	－	60.0

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ

第3節 一人ひとりが支え合って暮らせる福祉環境が整っている

第5項 経済的に安定した生活のための支援がある

■ 現状と課題

- ・老後、病気やけがで障害が残ったときなど、人生の中で収入が得られにくい時期の生活を公的にバックアップする国民年金制度について、町の広報紙やホームページを通じて町民に制度の周知がなされています。
- ・消費者保護の相談等を行う岩手県立県民生活センター及び盛岡市消費生活センターと連携し、ホームページやチラシの配架で相談先や相談会の機会の周知が行われています。
- ・新たに消費者救済貸付を受ける人は生じていません。
- ・コロナ禍での生活困窮や物価高騰に対して給付金による支援が行われていることで、通常時の生計状況が見極めづらく、適切な生活再建支援が難しいケースがあります。
- ・令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられたことから「未成年者取消権」が適用されず、契約行為において知識がないまま安易に契約を交わすことでトラブルに巻き込まれることが懸念されます。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 国民年金の制度や趣旨の普及 ➤ 消費者情報の発信や啓発 ➤ 消費者相談の充実と専門機関との連携 ➤ 消費者救済資金・生活再建資金制度の周知	国民年金事務、消費者保護事業 (町民課、商工観光課)
---	-------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】消費者トラブル防止のためのリテラシー※向上

【関係機関・団体】

県民生活センターや盛岡市消費生活センターによる消費者契約法の周知や、相談支援などの消費者支援策の展開

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
国民年金制度の周知回数（回）	12（H30）	12	12
消費者相談件数（件）	13（H30）	15	18
消費者救済資金貸付件数（件）	7（H30）	11	6

※リテラシー：ある分野に関する知識や能力を活用する力

第4節 健康で規則正しい食生活を実践している

第1項 生涯を通じた望ましい食習慣を理解する人が増える

■ 現状と課題

- ・ 妊娠期から高齢期までの各ライフステージに沿った教室や健診、相談事業において、規則正しい生活習慣や栄養バランスに配慮した食事の大切さについて周知したことにより、食生活の見直しと規則正しい食習慣が実践されています。また、広報紙やホームページに健康食レシピや健康情報を掲載し、食に関する情報提供が行われています。
- ・ コロナ禍により、地域での健康食普及講習会（調理及び会食）の中止や食生活改善推進員の活動が縮小しましたが、食習慣改善の講話や健康食レシピによる栄養バランスに配慮した食事の大切さの周知などに取り組みました。
- ・ 地域で食育の推進や健康づくりの担い手としての活躍が期待される食生活改善推進員は高齢化が進んでいます。若い世代や男性など、新たな人材の養成が課題となっています。
- ・ 生涯を通じた健康づくりや生活習慣改善など、継続した取組が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 食生活・食習慣の改善 ➤ 食育意識の普及啓発	栄養改善事業 (健康福祉課)
-----------------------------	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】栄養バランスを意識した食事の実践

【食生活改善推進員】生涯を通じた食育の推進、健康づくりの実践と普及

【民間事業者】食と健康に関する事業への連携や支援

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
3食食べている3歳児の割合（％）	91.3（H30）	99.2	100
朝食を取る人の割合（％）	89.0（H30）	－	90.0
食育に関心がある人の割合（％）	91.0（H30）	83.5	100

第4節 健康で規則正しい食生活を実践している

第2項 地産地消・食文化の継承がなされている

■ 現状と課題

- ・食育は難しいと受け取られがちですが、実際は日常生活の中に浸透して行われていることが多くあります。
- ・地元の豊かな食材に理解を深めるための授業を実施している小学校もあり、町内の生産者が講師として招かれています。
- ・各学校や児童保育施設で農業体験が実施されています。食育事業では4つの経営体が新規で農業体験を受け入れ、3か所の児童施設とマッチングができました。
- ・SNSを活用した食育に関する情報発信を令和3年度から拡大し、広く情報を届けています。
- ・食の匠がグループを結成し、町内外で食文化の伝承活動を行っています。また、食育パートナーへの体験講座の依頼も多く、未就学児から一般まで幅広い年代に、町の食文化が伝えられています。
- ・学校給食組合を通じて、町内農産物が通年で安定的に学校給食に供給されています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 地元農畜産物の理解促進 ➤ 地域の食文化継承の推進 ➤ 学校給食への地元農畜産物の安定供給	食育推進事業、学校給食事業 (農政課、学校給食センター、 庁内食育推進体制関係課)
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

【農業者】グループによる農産物生産体験の開催

【民間事業者】地元農産物の利用や伝統食の調理方法を伝える調理教室等の実施

【町民】SNS等で町の食と農に関する情報を発信

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
児童施設等での野菜づくり体験実施施設数（施設）	11（H30）	11	11
学校での農業体験実施校数（校）	8（H30）	6	8
食と農の情報発信サイト閲覧数（回）	34,728（H30）	46,262	50,000

第4節 健康で規則正しい食生活を実践している

第3項 学校給食を通じて、児童・生徒の望ましい食生活に対する理解が深まる

■ 現状と課題

- ・栄養教諭による「食に関する指導」の実施により、食に関する学びの機会が確保され、学年を追うごとに知識の積み重ねが進んでいます。
- ・食に関する指導や日々の給食体験を生かした「希望献立」「作成献立」を児童・生徒に作成してもらい、それを採用することで、児童・生徒自身が食に関わる実体験をし、興味関心を深めています。
- ・町産食材を積極的に使用し、実食の機会と給食センターだよりなどでの情報をあわせ、安全安心でおいしい食材への関心を高めています。
- ・町産食材の持続的かつ安定的な確保、使用可能な食材を増やしていく取組を続けていく必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 食生活・食習慣の改善 ➤ 食育意識の普及啓発	学校給食事業 (学校給食センター)
-----------------------------	----------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【家庭】食への関心、「給食センターだより」や「紫波の食ナビ」の閲覧

【農業者】町産食材の安定供給への協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
食と農の情報発信サイト閲覧数（回） ※再掲	34,728 （H30）	46,262	50,000

第2章【自然・産業】

豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

昔から大切に守られてきた自然や先人たちの知恵・技術は、町の財産です。

この魅力に気付き、多様な世代がお互いにつながり合いながら、これらを生かし、新たな知恵や技術で挑戦し続けることで自らなりわいを生み出し、豊かな暮らしを未来へと紡いでいきます。

第1節 【環境】

豊かな自然環境が保たれている

第2節 【農業】

農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている

第3節 【森林・林業】

環境への負荷に配慮した低炭素社会が進む

第4節 【商工業】

今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている

第5節 【観光交流・定住】

町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている

第6節 【雇用・就労】

町内に就労する人が増え、人材不足が解消している

第1節 豊かな自然環境が保たれている

第1項 環境に配慮した生活を行い、生命と物を大切にしている

■ 現状と課題

- ・「めぐりっと紫波」「町広報紙」「しわエコまつり」等を通じて循環型まちづくりを町内外に発信しています。
- ・ごみ分別説明会を開催し、3R※の意識や燃やすごみの減量の啓発がなされています。
- ・紫波まちピカ応援隊やごみポイ捨て監視員等の活動により、町の環境維持がなされています。
- ・紫波環境マイスターの取組により、町民等の環境学習の機会がつくられています。
- ・ごみ処理広域化においては、これまで当町が行ってきた循環型まちづくりの取組を継続できるように意見しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 循環型まちづくりの推進 ➤ 3Rの意識啓発 ➤ 公害防止の意識啓発 ➤ まちピカの推進 ➤ 燃やせるごみの減量 ➤ 不法投棄の減少 ➤ ごみ処理広域化の推進	環境活動推進事業、資源循環推進事業、環境保全対策事業、廃棄物適正処理事業 (環境課)
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】循環型まちづくりへの理解、再利用や資源化への理解、家庭・学校・地域等での実践、環境保全に配慮した行動、ごみ分別への理解

【民間事業者】環境保全に配慮した行動、ごみ分別への理解

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
環境・循環に関わる活動人数（人）	5,036（H30）	3,886	6,000
一般廃棄物（家庭系）資源化率（%）	23.0（H30）	19.3	28.0
クリーン紫波運動参加人数（人）	12,414（H30）	11,537	13,400
まちピカ応援隊登録団体数（団体）	6（H30）	7	10
年間1人当たりごみの排出量（kg）	199（H30）	196	170
不法投棄苦情件数（件）	21（H30）	17	15

※3R（スリーアール）：リデュース（Reduce：物を大切に使い、ごみを減らすこと）、リユース（Reuse：使える物は、繰り返し使うこと）、リサイクル（Recycle：ごみを資源として再び利用すること）の3つのRの総称

第2章【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

第1節 豊かな自然環境が保たれている

第2項 町民一人ひとりが地球温暖化防止について考え生活を送っている

■ 現状と課題

- ・国際情勢の変化などにより電気料・燃料費が大きく値上がりしています。これに伴い、再エネ・省エネ設備の導入に関心を抱き、導入する町民が増えており、町内（家庭、産業等）における温室効果ガス排出量が減少傾向にあります。
- ・町の公共施設における温室効果ガス排出量について、コロナ禍に伴う職員の働き方の変化により、各年で増減はあるものの、着実に減少しています。
- ・コロナ禍の影響により、循環型エコプロジェクト推進事業の申請件数が減少傾向にあり、これに伴い、同事業による温室効果ガス削減量も減少しています。
- ・令和4年3月に紫波町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び同計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガス排出抑制に関する具体的な目標が定められました。
- ・2050年カーボンニュートラル※に向けて、それぞれの地域特性に応じて先行的な取組を実施する地域である「脱炭素先行地域」として、町は令和5年4月に環境省から選定されました。
- ・町内における温室効果ガスの排出量は着実に減少しているものの、目標とする削減量を達成するためには、取組を加速させる必要があります。
- ・自家用車での移動から環境負荷の少ない公共交通での移動へ少しずつシフトしていく必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 循環型エコプロジェクトの推進 ➤ 紫波型エコハウス普及 ➤ みくまるっと脱炭素化モデル事業の推進【新規】	エコプロジェクト推進事業、脱炭素先行地域事業 (地球温暖化対策課)
--	--------------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】脱炭素に関する意識が向上することによる行動変容

【関係団体】脱炭素の普及啓発

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
循環型エコプロジェクト推進事業によるCO ₂ 削減量（t）	2,593（H30）	1,236	2,000
再エネ設備の導入容量（KW）【新規】	－（－）	20,024	30,772

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロになっている状態

第2節 農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている

第1項 農家所得が向上し、個々の経営体の経営が安定する

■ 現状と課題

- ・ 農業の担い手確保のため、親元就農や新規就農者の支援体制が強化されています。
- ・ 農業へのICT（情報通信技術）の導入が進み、ドローンなどの先進技術を活用して農作業を受託する会社が出てきています。
- ・ 農地中間管理事業を活用して、地域の農地を一元的に管理する法人が地域主導で誕生しています。
- ・ 高齢化による農業の後継者不足が依然として解消されていません。また、地域農業の核となる農業者の育成や営農組織の法人化もなかなか進展が見られません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症や国際情勢などの影響から、農業の生産コストが急激に上がっています。その上、生産コストの増加分を販売単価に上乗せできない環境にもあり、農業経営は一層厳しさを増しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 多様な担い手の確保と育成 ➤ 地域ぐるみ、家族ぐるみ農業の推進 ➤ 農業経営管理指導の充実 ➤ スマート農業の推進 ➤ 農業者年金への加入推進	農業経営基盤強化対策事業、農業者年金加入推進事業 （農政課、農業委員会）
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

- 【農業者】新規就農の受入体制整備と積極的な受入、家族農業継続のための経営検討
- 【地域】地域計画に基づく農地集約への話し合いの推進
- 【関連団体】経営体の営農体制存続に向けた検討
- 【民間事業者】農業と農産物の魅力発信

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
認定農業者数の個人経営体数（経営体）	199（6）（H30）	174	180
親元就農者数（経営体）	1（H30）	5	5
新規就農者数（経営体）	3（H30）	6	5
集落営農等組織経営体数（経営体）	45（H30）	47	41

第2節 農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている

第2項 循環型農業・農畜産物の安定供給ができています

■ 現状と課題

- ・水田活用の新たな活用方策として、生産コストの低い子実トウモロコシや大麦の栽培に向けた実証試験が行われています。
- ・米作の省力化や効率化を図るため、多様な直播技術に取り組んでいます。
- ・子牛価格の下落や飼料・生産資材価格の高騰などにより経営に厳しい環境が続いており、後継者不足と合わせて、繁殖牛の飼養農家、養豚農家が減少しています。
- ・堆肥散布機械を所有している農家が少なくなっていることや、散布労力が少ない化成肥料の導入などにより、えこ3堆肥の販売量が減少しています。
- ・獣害対策として電気柵の設置は進んでいますが、個体数の増加により未設置の圃場での獣害が増加しています。
- ・鳥獣被害対策で捕獲した鳥獣の処理に負担がかかっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 農作物の生産振興 ➤ 家畜生産の振興 ➤ 有機資源の活用 ➤ 鳥獣被害の軽減	循環型農業推進事業、鳥獣被害 防止対策事業 (農政課、環境課)
---	---------------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

- 【農業者】循環型農業の推進、先進技術の積極的な導入
- 【民間事業者】農業経営の改善や農業所得の向上につながる提案
- 【消費者】町産や国内農作物の積極的な購入
- 【関連団体】町産や国内農産物の魅力発信

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
主な野菜作付面積（ha） ※きゅうり、トマト、ピーマン	35（H30）	33	35
主な果樹栽培面積（ha） ※りんご、ぶどう、もも、洋なし	264（H30）	260	263
家畜（牛）の飼養頭数（頭）	1,579（H30）	1,378	1,600
家畜（豚）の飼養頭数（頭）	3,520（H30）	3,348	3,500
町の堆肥供給量（t）	1,094（H30）	663	800
野生鳥獣による被害面積（a）	1,718（H30）	3,502	1,500

第2章【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

第2節 農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている

第3項 町内産の農産物・加工品の消費が拡大されている

■ 現状と課題

- ・地産地消事業に協力していただける食育パートナーの登録が増えてきています。
- ・地域の農家が直接参加できるさんさん朝市やファーマーズマーケットなどのイベントが増えています。
- ・各産直で各々の特色を活かした販売が定着してきています。
- ・ふるさと納税の返礼品として、農産物や加工品の品目が増えています。
- ・冷凍おにぎりや乾燥野菜など異業種と連携した商品開発が進んでいます。
- ・産直組合員の高齢化により、産直の運営継続が困難になってきています。
- ・6次産業化においては、消費者の需要に応じた商品の開発になかなか結びつくことができていません。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生をきっかけに外出控えや旅行形態の変化が生じたことなどから、産直来場者数が減少しています。
- ・インバウンド需要などを見据えたグリーンツーリズムやフードツーリズムの取組が少ない状況です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 地産地消の推進 ➤ 産直活動の活性化推進 ➤ 6次産業化・食産業の振興 ➤ 農村体験の推進	地産地消促進事業、6次産業化推進事業 (農政課、商工観光課)
---	-----------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【消費者】産直の普段使い

【農業者】常に産直に農産物が並んでいる仕組の構築

【民間事業者】農業の6次産業化に有益な情報の提供や共同開発

【観光客】体験型ツーリズムへの参加

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町内産農産物を購入している人の割合（％）	95.0（H30）	76.2	80.0
産直販売額（百万円）	947（H30）	894	950
6次産業化・地産地消に基づく事業計画の認定者数（団体）	6（H30）	6	9
農村体験プログラム数（個）	1（H30）	2	6

第2節 農業の担い手・安定的な就業の場が確保されている

第4項 生産者が安心して営農できる農業生産基盤が整う

■ 現状と課題

- ・制度の周知やきめ細かな相談対応などによって、農地中間管理事業を活用した賃借契約が進んでいます。
- ・新たな農地管理の手法として、志和地区内で農家が主体となって一般社団法人を設立し、地域の農地を一元的に管理する取組が始まっています。
- ・多面的及び中山間直接支払い交付金事業を活用した地域での取組により、美しい農村景観が保全されています。
- ・子実トウモロコシや大麦など新規作物への取組が始まっています。
- ・圃場整備済みの地区においても適切な管理が実施されていない農地が出始めています。
- ・水路等の維持管理が、受益者だけの管理では維持できなくなっています。
- ・農地が集積されず自己保全管理になっている農地が増えています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 生産性を高める農地の整備 ➤ 地域計画による農地の集積・集約化への支援 ➤ 農地・農業用施設の適正な維持管理 ➤ 農地の有効利用	農業生産基盤整備事業、農村環境整備保全事業、遊休農地対策事業 （農政課、農業委員会）
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

【農業者】担い手への農地集積の推進

【地域】地域の環境保全活動の実践

【町民】地域の環境保全活動への参画

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
地域の担い手に集積される農地の集積率（％）	74.7 （H30）	67.9	80.0
多面的及び中山間直接支払事業に包含される農地の割合（％）	69.7 （H30）	79.4	80.0
耕作放棄地面積（ha）	183 （H30）	55.6	44

第3節 環境への負荷に配慮した低炭素社会が進む

第1項 良好な森林環境の保全と森林資源の活用が図られている

■ 現状と課題

- ・補助金や県民税を活用した森林保全が進められています。
- ・30路線の林道においては地域の団体や林道監視員の活動により、通行止等の規制が必要な林道は発生していません。
- ・松くい虫被害に対して駆除量は減少していますが、今後もナラ枯れ被害も含めて被害拡大しないよう、岩手県と連携しながら継続する必要があります。
- ・紫波東学園の建設において、構造材に町産材が活用されました。
- ・木質燃料用チップの販売量は順調に伸びています。
- ・林業分野への人材確保のために地域林政アドバイザーを配置しましたが、コロナ渦で人との接触が制限され、森林所有者と面会できる機会が減少したことから、森林経営に関する意向調査等の取組に遅れが生じています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 国土保全の推進と林道の維持管理 ➤ 窓口相談の設置、人材の確保 ➤ 森林経営管理制度の推進 ➤ 森林整備の促進 ➤ 森林病虫害駆除の推進 ➤ 町産木材の利用促進 ➤ 施業環境の整備 ➤ 特用林産物の振興 ➤ 木質バイオマスの有効利用	森林保全事業、森林整備事業、 森林資源有効活用事業、木質バ イオマス製造事業、二酸化炭素 排出抑制事業 (環境課、地球温暖化対策課)
--	--

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】木材や木質バイオマスへの理解・活用

【森林所有者】適正な森林整備

【民間事業者】林業後継者の育成や雇用の確保、町産木材の活用、町産木材の安定供給と品質向上

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
林家意向調査の延べ実施件数（件）	-（-）	159	800
松くい虫駆除材積（m³）	340（H30）	116	200
木質チップ販売量（t）	1,114（H30）	1,373	1,200

第4節 今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている

第1項 既存の産業及び事業者が発展している

■ 現状と課題

- ・日詰商店街では定期的な朝市やイベントが開催され、町内外から多くの人を訪れるようになっています。こうした活動が評価され、日詰商店街は中小企業庁「はばたく商店街30選」に選出されました。また、平井家住宅も活用が進むなど、商店街の交流人口が増加傾向にあります。
- ・空き家などの遊休不動産を活用した新規事業の立上げ相談が増加しています。
- ・中小企業振興資金が活用され、コロナ禍においても一定の投資が行われています。
- ・多くの事業者がコロナ禍で事業経営に大きな打撃を受け、ビジネスモデルの転換を求められました。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 関係団体との連携強化及び支援 ➤ 商店街活性化の促進及び支援 ➤ 中小企業振興資金融資制度の活用及び周知 ➤ 中小企業振興条例の策定	商工業振興事業 (商工観光課)
--	--------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【関係機関】中小企業者の事業拡大や若手担い手育成

【民間事業者】にぎわい創出や特産品の販路拡大

■ まちづくり指標

指標(単位)	基準値(年度)	現状値(R4)	目標値(R9)
イベント集客者数(人)	4,366 (H30)	6,300	5,000
中小企業振興資金融資件数(件)	27 (H30)	25	30

第4節 今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている

第2項 リノベーションまちづくり手法を取り入れた賑わいの再生が進む

■ 現状と課題

- ・日詰商店街を中心に、既存物件のリノベーションによる起業（開業）が行われています。実績件数も徐々に増加傾向にあり、リノベーションまちづくりが浸透してきています。
- ・若者を中心とした起業希望者やU I ターン、リノベーションに関心を持つ若者に対して、ソフト面での伴走支援が行われ、起業実現へのサポート体制が構築されています。
- ・日詰商店街に関心を持つ若者や、紫波町での空き家活用による起業に関心を持つ若者が増加しています。
- ・チャレンジしたい若者への伴走体制が散発的になっており、長期かつ一体的にサポートできる体制が整っていません。
- ・物件の条件が折り合わずに起業につながらないケースが発生しています。
- ・所有者が物件にある残置物を理由に貸与を躊躇するケースが散見されるため、既存空き家の活用において、建物内の残置物処分に対する支援が必要となっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 事業化サポート体制の強化 ➤ 遊休不動産や空間の有効活用	起業支援事業、リノベーションまちづくり事業 (資産経営課)
---	----------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【遊休不動産所有者】物件の活用に向けた積極的な相談

【不動産業者】把握している物件の役場との情報共有

【町民】空き家物件の情報提供

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
起業相談先リストの作成（件）	1（R元）	-	1
家守事業者による不動産活用（件）	2（R元）	1	4
起業・第2創業相談件数（件）	6（H30）	8	6

第4節 今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている

第3項 地域の活性化につながる新たな中小企業の活動が創出されている

■ 現状と課題

- ・県や盛岡広域市町と連携して首都圏での企業誘致活動が行われています。また、誘致企業に対する支援を行った結果、関連企業の移転も進むなど、地元雇用の増加に寄与しています。
- ・包括連携協定により紫波町新技術研究会が岩手県立大学とシステム開発等の技術開発に取り組んでいるほか、岩手県立産業技術短期大学校との人的・物的資源の活用による地域産業の振興及び人材育成等の分野での連携など、産学の連携が進んでいます。
- ・盛岡広域圏で連携して起業支援を実施していますが、町内での起業は目に見える成果に繋がっていません。
- ・町内への進出を検討する企業に対して紹介できる土地が限定的になっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 企業誘致活動 ➤ 既存企業の育成・支援 ➤ 新たな事業分野進出等への支援	企業誘致事業 (商工観光課)
--	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【起業者】空き家を活用した創業

【民間事業者】第2創業や業態転換による多様な産業の創出、異業種連携の推進

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
具体的な誘致交渉件数（件）	5（H30）	0	5
新分野等採択件数（件）	0（H30）	0	2

第4節 今ある価値を高めるような商工業の活動が行われている

第4項 伝統産業の技術と文化が振興し販路が拡大している

■ 現状と課題

- ・醸造関連事業において新規創業がみられました。
- ・南部杜氏協会の講習会により新規人材が育成されています。
- ・岩手県で造られる清酒が酒類の地理的表示（G I）「岩手」として令和5年9月に指定されました。これにより、輸出時だけでなく、外国からの来訪者に対しても産地を保証する信頼の証となります。
- ・「酒のまち紫波推進ビジョン」の策定や地域おこし協力隊の活用による酒産業を生かした取り組みが進んでいます。
- ・町内の酒蔵は輸出販路を持っている蔵は少なく、輸出に関する情報や知識の習得が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 特産品の認知向上・販路拡大 ➤ 酒造技術・文化の継承活動支援	特産品開発・普及事業、出稼労働者支援事業、ふるさと寄附対応事業 （商工観光課、農政課、企画課）
---	--

■ 多様な主体に期待する取組

- 【関係団体】南部杜氏協会による酒造り技術者の人材育成、岩手県酒造組合等によるG I 岩手の認知度向上の取組推進
- 【返礼品事業者】ふるさと納税返礼品の開発、登録

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
ふるさと納税返戻品納入事業者数（か所）	29 （H30）	96	116
特産品PRイベントへの集客者数（人）	16,699 （H30）	12,837	18,000
南部杜氏夏季酒造講習会試験合格者数（人）	1 （H30）	2	2

第5節 町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている

第1項 交流人口の増加により町内消費が増加している

■ 現状と課題

- ・コロナ禍により多くのイベントや事業を中止せざるを得ない状態が継続しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着くにつれ、様々な団体や事業者が趣向を凝らした事業を企画しました。
- ・SNSなどインターネットを活用した情報発信に取り組む事業者が増えています。
- ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを契機に、再び国内外の旅行ニーズが高まっています。
- ・コロナ禍により観光関係事業者の売上が大きく減少しました。
- ・アフターコロナを見据えたビジネスモデルの転換への対応は、事業者によって差が生じています。
- ・源泉及び温泉保養公園の施設の老朽化が進行しており、対応策の検討が必要となっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 観光地としての魅力向上と情報発信	観光交流事業、温泉及び温泉保養公園管理運営事業 (商工観光課)
➤ 観光振興計画の取組みの推進	
➤ 源泉及び温泉保養公園の管理運営	

■ 多様な主体に期待する取組

【関係機関】広域での交流人口増加の取組推進

【関係団体】観光資源の磨き上げの取組推進

【民間事業者】旅行会社などによる町への人流の創出

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
交流人口（人）	2,456,136（H30）	2,021,481	2,550,000

第5節 町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている

第2項 移住・定住先として町が選ばれている

■ 現状と課題

- ・進学や就職を機に町外に転出する15～19歳の人口の割合が増えています。一方、25歳～39歳の人口は微減で推移しています。
- ・東京圏等の大都市への一極集中を是正するため、地方移住や若者の地方定着に対する国の支援が行われています。
- ・若者が町や地元企業を選択し、定住（定着）してもらえるための取組の継続が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 移住定住の促進	U・Iターン促進事業、若者出会い支援事業 (企画課)
➤ 若者の出会いや地方定着の促進【新規】	

■ 多様な主体に期待する取組

【若者】関連イベントへの参加、町への居住や地元企業への就職の検討

【民間事業者】自社情報の積極的な発信、若者が働きやすい職場環境の整備

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
全人口に占める25～39歳人口の比率（％） 【新規】	14.5（H30）	14.1	14.0

第5節 町に訪れる人・関わる人・住む人が増えている

第3項 町内外の人が町に関わりを持つ機会がある

■ 現状と課題

- ・国の交付金や制度を活用して酒のまち紫波ブランディング推進事業（R3～）、バレーボール活用した地域振興事業（R3～）、紫波型断熱改修新規事業化事業（R4～）、紫波町温泉保養公園を核としたあづまねエリアブランディング推進事業（R5～）、地域資源を活かした農村価値向上と人材育成によるまちづくり事業（R5～）が展開されています。このような事業をきっかけに、町外からも町に関わりを持つ人が増えています。
- ・地域おこし協力隊は令和5年度までに延べ14人が町に移住して、自分の好きや得意なことを生かした取組を通じて町に刺激や活気を与えています。また、卒隊した隊員のうち8割が町内に住み続けて、自身の活動を継続しています。
- ・町の応援者（ファン）の意見を取り入れたり、デジタルを活用して町内外の人とつながりをつくるなど、これまでにはない発想も取り入れながら関係人口の創出に取り組んでいます。
- ・Web3の発想や技術を活用した新たな取組により、国内外を問わずに町に新たな関係人口を呼び込み、様々な人との結びつきから新しいアイデアや価値の創出にチャレンジしています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 地方創生関連プロジェクトの推進 ➤ 地域おこし協力隊の効果的活用 ➤ 町の応援者や関係人口の創出【新規】	デジタル田園都市構想交付金事業、地域活性化事業（企画課、全課）
--	---------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】地域の事業やイベントへの積極的な参画

【民間事業者】町民や行政を巻き込んだ事業の企画実施

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
地方創生関連SNSフォロワー数（人）	1,679（R元）	2,014	2,400
紫波町に愛着を持っている人の割合（ポイント）	-（R元）	32	42

※Web3：ブロックチェーン技術を基盤とする分散型ネットワーク環境のこと。プラットフォーム等の仲介者を介さずに個人と個人がつながり、双方向でのデータ利用・分散管理を行うことが可能となることが期待されている。

第6節 町内に就労する人が増え、人材不足が解消している

第1項 町内企業の魅力が向上し、かつ町内の雇用が拡大している

■ 現状と課題

- ・盛岡広域圏で高校生向けの職場体験が実施されています。町内企業も積極的な参加により認知度が向上しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生をきっかけとして、地方で働くことへの関心が高まっています。
- ・商工会青年部が小学生向けの職業体験イベントを開催し、多種多様な地元企業があることを知ってもらう機会となっています。
- ・人口減少に加え、業界を超えた人材獲得の激化などにより町内企業の人材不足が続いています。
- ・町内事業者と求職者のマッチングについて様々な形の機会が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 雇用の維持・確保と就職支援 ➤ 職業体験学習の実施 ➤ マッチング支援【新規】	雇用対策事業 (商工観光課)
---	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【事業者】合同企業説明会の積極的な参加、人材獲得に向けた多様なマッチング機会の創出及び活用

【商工団体】仕事体験フェスタなど、仕事が見え、自分の将来のイメージができる機会の提供

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町内有効求人倍率（倍）	0.58（H30）	0.66	1.00
職場体験学習・情報提供の実施回数（回）	1（H30）	1	3

第3章【安全・快適】

自然と調和した安全で快適なまち

環境の変化に対応した社会インフラの機能を維持しつつ、新たな地域のつながりや価値を生み出していくために、様々な世代が、そして町民と行政が、それぞれ知恵を出し、協力し合うことで、自然と調和した安全で快適に暮らせるまちをつくります。

第1節 【都市計画】

利便性の高い市街地がつくられている

第2節 【道路・河川】

道路や河川が整備・維持され、安全が保たれている

第3節 【上下水道】

上下水道が安定して供給されている

第4節 【住宅・公園・公共交通】

居住環境が快適である

第5節 【交通安全】

交通安全が維持されている

第6節 【防犯】

防犯体制が整っている

第7節 【消防】

消防体制が整っている

第8節 【防災】

防災体制が整っている

第1節 利便性の高い市街地がつくられている

第1項 良好な市街地環境がえられる

■ 現状と課題

- ・用途地域内における住宅地開発が活発化し、宅地化が進んでいます。また、このことにより、流入人口が増加しています。
- ・開発エリアは適正な土地利用となっていますが、既存の住宅地や周辺の土地利用とのバランスが取れない状況が見受けられます。
- ・地域における安全性と利便性を考慮した都市計画道路の整備計画の見直しを進めています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 計画的なまちづくり	都市計画事業、都市計画道路整備事業 (都市計画課)
➤ 良好な開発の促進	
➤ 都市計画道路整備の推進【新規】	

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】都市計画制度への理解

【民間事業者】積極的かつ適正な土地の利活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
用途地域内の宅地率（％）	47.1 （H28）	50.0	51.0
都市計画道路整備率（％）	72.8 （H30）	73.0	74.0

第1節 利便性の高い市街地がつくられている

第2項 都市機能の利便性が高まる

■ 現状と課題

- ・市街地の都市整備が計画的に行われています。
- ・紫波中央駅は公共交通の重要な結節点として利便性の向上が求められており、令和5年度でのエレベーター設置に向けて整備が進んでいます。また、駅東口の設置について町とJRで協定が締結され、協議が行われています。
- ・古館駅前整備事業が令和5年度に完了し、駅前広場や駐輪場、駅へのアクセス道路などが整備されました。
- ・オガール広場は芝生広場でのイベントや屋外スタジオでのバーベキュー利用など、市民活動や交流・憩いの場であり、エリアの賑わい創出の一翼を担っています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 紫波中央駅東側整備の推進【新規】 ➤ 交通結節点の利便性向上 ➤ 紫波中央駅前地区の環境整備	駅関連施設整備事業、紫波中央駅前都市整備事業（日詰西）、オガール広場管理事業 （都市計画課、企画課）
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】公共交通の積極的な利用

【民間事業者】駅周辺の土地・施設の積極的な活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
紫波中央駅乗客数（人）	1,508（R元）	1,116	1,500
紫波中央駅東駐車場利用台数（台）【新規】	23,853（R4）	23,853	25,550

第2節 道路や河川が整備・維持され、安全が保たれている

第1項 道路の安全性・利便性が確保される

■ 現状と課題

- ・町が管理している道路施設等は、令和4年度末で道路延長 948.1 km、橋梁数は 311 橋となっています。
- ・町の中央部では、住宅地開発に併せて生活道路の整備が進んでいる箇所もあります。
- ・道路改良や舗装は各地区から多くの要望が寄せられていますが、整備がまだまだ進んでいません。
- ・道路や橋梁などの老朽化に伴い維持管理の需要が増加しています。
- ・未整備となっている既存道路の整備は、維持管理とのバランスを取りながら行う必要があります。
- ・地域と協働する道づくり事業で、道路の安全性・利便性が向上しています。
- ・経年劣化等による損傷箇所の舗装及び施設修繕が適切に行われています。
- ・橋梁の法定定期点検に基づき、健全度評価に応じた橋梁耐震補修設計や維持補修が行われています。
- ・直接パトロールのほか、道路利用者からの情報も活用して補修等に繋げています。
- ・農作業の一環やボランティアとして地域の生活道路の草刈りや清掃活動が行われています。
- ・農村部では高齢化により担い手が不足し、地域の環境整備が困難になってきています。一方、中央部では転入者が増加していますが、地域環境整備に対する意識の醸成に課題があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 道路利用者情報を活用した維持管理	道路維持管理事業、道路整備事業 (土木課)
➤ 道路施設の計画的な維持	
➤ 周辺環境に即した生活道路の整備	

■ 多様な主体に期待する取組

【道路利用者】道路破損等の情報提供、清掃活動などの協力

【地域住民】清掃活動などの協力

【民間事業者】清掃活動などの協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
道路施設の老朽化に起因する事故件数（件）	1（H30）	0	0
道路の改良延長（km）	585.1（H30）	587.9	588.7
道路の舗装延長（Km）	384.2（H30）	387.9	391.4

第2節 道路や河川が整備・維持され、安全が保たれている

第2項 治水・雨水対策により災害リスクが低減する

■ 現状と課題

- ・近年の集中豪雨や土地利用の変化による保水力の低下などによって自然河岸等の崩壊や冠水・浸水被害の発生が増えています。
- ・直接パトロールのほか地域からの情報も利用し、補修等に繋がっています。
- ・国によって北上川堤防の整備（延長）が行われています。
- ・町管理河川の施設修繕や浚渫により災害リスクが軽減されています。
- ・北上川堤防4か所の除草業務を国から受託して地元3団体へ委託しているほか、水辺プラザの日常管理も行い北上川の保全に協力しています。
- ・県管理河川8か所の除草業務を受託して地元10団体へ委託しているほか、水門管理も受託し点検を実施しています。
- ・地域から寄せられる河川の危険箇所情報を国や県に繋げ、河川の機能保全に協力しています。
- ・近年増えている大雨に側溝や水路が対応できず浸水被害が町全域で発生しています。局部的な改修で浸水被害を軽減できる箇所は側溝整備等の対策工事が行われています。
- ・離農者が増加し、今まで農作業で管理していた水路等の管理が行われなくなってきました。
- ・農村部では住民の高齢化により担い手が不足し、地域の環境整備が困難になってきています。一方、中央部では転入者が増加していますが、地域環境整備に対する意識の醸成に課題があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 情報収集による現状把握と効率的な機能保全 ➤ 雨水排除計画の策定 ➤ 雨水処理施設の整備	河川維持管理事業、雨水対策事業 （土木課、都市計画課、下水道課、農政課、消防防災課）
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】危険箇所等の情報提供、地域の河川・水路の清掃活動などの協力

【民間事業者】地域の河川・水路の清掃活動などの協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町全域における浸水被害件数（件）	517 （H25）	0	0
河川施設の損壊等に起因する事故件数（件） 【新規】	0 （R4）	0	0

第2節 道路や河川が整備・維持され、安全が保たれている

第3項 都市下水路を起因とする内水氾濫の被害が減少する

■ 現状と課題

- ・近年、全国的に記録的・短時間の大雨の発生が増えています。
- ・紫波町公共下水道雨水管理総合計画の策定により、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的事項を定めています。
- ・雨水処理施設整備などの雨水対策に係る費用が膨大かつ整備に長い期間が必要となります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 公共下水道雨水管理総合計画に基づいた整備の実施 ➤ 公共下水道雨水処理施設の整備 ➤ 公共下水道雨水処理施設の適正管理 ➤ 下水道施設耐水化計画の策定【新規】 ➤ 防災組織や地域住民との連携	公共下水道雨水管理総合計画、雨水処理施設整備事業、雨水処理施設管理事業、下水道施設耐水化事業 (下水道課)
---	--

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】雨水排水に関わる道路側溝・水路・河川等への清掃活動等

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
大坪川排水区における浸水被害件数（件）	34 （H14）	0	0
町全域における浸水被害件数（件） ※再掲	517 （H25）	0	0

第3節 上下水道が安定して供給されている

第1項 安心・安全な良質の水道水が安定して供給されるようになる

■ 現状と課題

- ・上水道事業は平成 26 年度から岩手中部水道企業団に統合されており、上水道施設の管理運営のほか計画的に老朽化等の更新工事が行われています。
- ・町が管理する簡易給水施設等の事業区域において、人口が減少しています。
- ・簡易給水施設等において、水源の不足や老朽化による漏水等の問題が発生しています。
- ・簡易給水施設等への資本費及び維持管理費に対し、使用料収入が少ないことが課題となっています。
- ・簡易給水施設等について、岩手中部水道企業団へ上水道統合協議を行っています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 出資による上水道施設の計画的更新の継続 ➤ 簡易給水施設等の移管推進	上水道事業、簡易給水施設等事業 (下水道課)
---	---------------------------

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
岩手中部水道企業団へ移管された簡易給水施設等の数（か所）	0 （R 元）	0	5

第3節 上下水道が安定して供給されている

第2項 豊かな環境や快適な暮らしを支える下水道が整っている

■ 現状と課題

- ・公共下水道事業の汚水処理人口及び水洗化人口が増加しています。
- ・処理施設や管路施設について計画的な更新を行い、施設機能の保全や適正な運転管理に務めています。また、紫波浄化センターについては民間企業のノウハウを活かし、経済的かつ効率的な施設運営を行っています。
- ・社会情勢の変化などによる使用水量減少に対応するため、令和3年度に使用料改定（使用料体系の見直し）を行い、令和4年度から適用しています。
- ・農業集落排水事業と管理型浄化槽事業において普及率が停滞（低下）しています。
- ・物価高騰により建設費及び維持管理費が増加しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 下水道施設の整備促進 ➤ 施設の計画的・効率的な維持管理 ➤ 企業会計の適正運用 ➤ 経営戦略の継続的な見直し	公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業、管理型浄化槽事業 (下水道課)
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】下水道管路整備済地区の積極的な接続、浄化槽区域での浄化槽の導入、下水道施設等の正しい使用、水環境への意識向上

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
汚水処理人口普及率（％）	91.9 （H30）	94.3	95.9
水洗化人口普及率（％）	87.2 （H30）	90.4	91.9
経費回収率（％）	81.3 （H30）	92.4	94.4

第4節 居住環境が快適である

第1項 良好な住宅に住める人が増える

■ 現状と課題

- ・朝日ヶ丘北住宅4号棟は令和4年度に外壁塗装工事を実施し、長寿命化が図られています。
- ・老朽化が進む町営住宅の建替え整備に向けて、整備の方針や手法などの検討が進んでいます。
- ・空き家の適正管理に関する周知や啓発によって管理不全空き家の解消がみられるようになってきましたが、一方で、新たな管理不全空き家も増えています。
- ・木造住宅耐震診断や耐震改修工事の支援について広報紙などで周知されたことで、住宅耐震化の重要性に対する理解は進んでいますが、費用負担などの理由により、耐震改修の件数は伸び悩んでいます。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 町営住宅の居住環境の向上 ➤ 空家等対策の推進 ➤ 木造住宅の耐震化の促進	公営住宅整備管理事業、空家等 対策事業、木造住宅耐震改修事 業 (都市計画課)
---	--

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】空家等の適正な管理

【民間事業者】空家等の有効活用、民設による町営住宅の建替え

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
管理が適切に行われていない空き家数 （件）	52 （H30）	51	43
木造住宅耐震改修件数（件）	10 （R元）	10	12

第4節 居住環境が快適である

第2項 公園や緑地の環境が整っている

■ 現状と課題

- ・城山公園内の桜の老齢化が進み樹勢回復や更新が必要な樹木が多くなってきています。
- ・公園施設の老朽化が進んでおり、安全・安心な利用ができるように管理していくことが必要です。定期点検によって、緊急性に応じた修繕が行われています。
- ・住宅地開発に伴い小規模な公園が増えています。
- ・公園施設の清掃や除草作業が地域と協働で行われています。
- ・利用者の年齢層や利用形態に合わせた施設の更新が必要です。
- ・高齢化により地元による公園管理が難しい地区が出てきています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 公園緑地の適正な管理	公園施設管理事業 (土木課)
--------------	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】公園環境整備への協力

【民間事業者】公園環境整備への協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
公園遊具の老朽化に起因する事故件数 （件）	0（H30）	0	0

第4節 居住環境が快適である

第3項 利用しやすい公共交通が整っている

■ 現状と課題

- ・市町村をまたがって走る鉄道・路線バスが、町内から町外への通学や通院のための広域的な移動に重要な役割を果たしています。
- ・令和2年4月から運行している「デマンド型乗合バスしわまる号」は、運転免許を持たない人の移動と、町での生活を支える交通インフラとして、また、県交通の基幹路線やJR各駅との接続により、町外への移動も補完する、きめ細やかな移動手段として機能しています。
- ・しわまる号は年々利用者数が増加しています。また、運行事業者の企業努力もあり、365日稼働する交通インフラとして、町民の移動が支えられています。
- ・一方で、しわまる号は利用者の増加により待ち時間が長くなり、利便性向上に課題が生じています。
- ・町内における公共交通（JR在来線、路線バス、しわまる号、タクシー）でキャッシュレス決済の環境整備が行われ、利便性が向上しています。
- ・運転士不足が深刻化しており、その影響もあり路線バスの減便が進んでいます。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ より身近な地域内交通の維持 ➤ 路線バス交通の維持 ➤ 地域公共交通計画の推進 ➤ 公共交通の活用促進【新規】	交通対策事業 (企画課)
--	-----------------

■ 多様な主体に期待する取組

- 【町民】公共交通の積極的な活用、多様な交通手段の組合せによる移動利用、
キャッシュレス決済の積極的な利用
- 【民間事業者】公共交通の積極的な活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
デマンド型乗合バスの年間利用者数(人)	23,000 (H30)	24,269	30,000
JR3駅の乗客数（人）	2,786 (H30)	2,315	2,700
利用しやすい公共交通が整っていると思う人の割合（％）	34.4 (R元)	-	50.0

第5節 交通安全が維持されている

第1項 交通事故から町民が守られる

■ 現状と課題

- ・「紫波町交通安全計画」に基づいた交通安全対策が進められています。
- ・全国的に交通事故件数は減少傾向にあります。しかし、高齢者が関係する交通事故は増加している状況です。交通安全関係機関や関係団体により、継続的な交通安全啓発活動が行われています。
- ・人口減少をはじめ、少子高齢社会、核家族化の進行により、地域活動における担い手不足が課題となっています。
- ・令和5年4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となり、着用の普及推進が行われています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 交通安全環境の整備 ➤ 交通安全思想の普及 ➤ 交通事故被害者の救済 ➤ 地域ぐるみの交通安全活動の促進	交通安全対策事業 (消防防災課)
--	---------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】交通ルールの遵守、交通安全活動への協力

【民間事業者】交通ルールの遵守、交通安全活動への協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
交通人身事故件数（件）	46（H30）	35	23
飲酒運転検挙者数（人）	7（H30）	6	0
交通災害共済加入者数（人）	4,084（H30）	3,311	4,467

第5節 交通安全が維持されている

第2項 道路の安全性・利便性が確保される

■ 現状と課題

- ・交通安全施設の整備は、毎年各地区から多くの要望が寄せられ、関係機関と協議の上、整備を進めています。
- ・地域から設置要望の多い街路灯については、防犯灯は地元が設置していますが、道路照明灯は設置費用の財源確保が難しく、新設の要望には応えられていません。
- ・道路照明灯に多く使用されている水銀灯が製造中止となることから、古いものから順次更新が必要となっています。
- ・LED化によって照度が増加することで防犯灯の設置数を抑制できたり、長寿命化により維持管理の省力化や省エネルギー化につながると考えられます。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 交通安全施設の効果的な整備推進 ➤ 地域と協力しての街路灯の更新	交通安全施設整備事業、街路灯 維持管理事業 (土木課)
---------------------------------------	-----------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】交通安全施設の管理に関する情報提供、防犯灯管理への協力

【民間事業者】防犯灯設置への協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
通学路交通安全プログラム要対策箇所の進捗率（％）	78.0 （H30）	91.3	100
街路灯のLED灯への更新数（灯）	469 （H30）	862	919

第6節 防犯体制が整っている

第1項 犯罪や事件から町民が守られる

■ 現状と課題

- ・町内における犯罪発生率は、過去10年間を見ると増減を繰り返しながらも減少傾向です。令和4年度は前年度より増加しています。
- ・住宅や自転車などの無施錠による被害が多発している状況です。
- ・防犯意識の醸成のため、防犯隊、少年補導センター、防犯協会、紫波地区地域安全推進協議会などの関係団体に対する補助金・負担金などの交付により、活動及び連携を強化しています。
- ・高齢者などを標的とした詐欺や子どもへの声掛け事案の防止、鍵かけ実践の徹底が課題となっています。また、町内でも薬物犯罪が発生しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 防犯組織の活動強化 ➤ 防犯意識の啓発 ➤ 地域ぐるみで安全確保を推進	防犯対策事業 (消防防災課)
---	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】日ごろから防犯意識を高める、防犯活動への協力

【民間事業者】防犯活動への協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
犯罪発生率（人口1千人当たりの発生件数）（件）	2.84（H30）	1.47	1.10
補導者数（人）	22（H30）	27	9

第7節 消防体制が整っている

第1項 火災から町民が守られる

■ 現状と課題

- ・「紫波町消防計画」に基づき消防力等の整備が進められています。
- ・消防署の運営に対する経費負担、消防団に対する資機材整備及び各種訓練、計画的な消防車両及び消火栓などの整備を実施しています。
- ・令和4年度は、消防団員の報酬が増額となったほか、消防操法競技会出場隊には負担金が交付され、消防団の強化が図られています。
- ・令和4年度の火災件数は、例年より少なく6件でした。
- ・人口減少、少子高齢社会、核家族化の進行により、団員不足が課題となっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 火災予防活動の充実強化 ➤ 消防組織の充実強化 ➤ 消防施設の整備、充実 ➤ 消防関係団体への支援体制充実 ➤ 救急活動の充実	消防事業 (消防防災課)
---	-----------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】消防・救急活動への理解・協力、消防団への加入

【民間事業者】消防・救急活動への理解・協力、消防団活動への支援

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
火災発生件数（件）	6（H30）	6	0
救命講習修了者数（人）	239（H30）	194	654
消防団協力事業所数（事業所）	1（H30）	1	9

第8節 防災体制が整っている

第1項 自然災害から町民が守られる

■ 現状と課題

- ・「紫波町地域防災計画」に基づいた防災対策が進められています。
- ・防災訓練や自主防災組織リーダー研修により、防災意識が高められています。
- ・防災マップやパンフレットが全戸配布され、危険箇所や正しい避難のあり方が周知されています。
- ・自主防災組織は、地域間で活動に温度差があるほか、少子高齢社会、人口減少、核家族化などにより、地域のつながりを形成することが難しくなっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 防災体制の整備 ➤ 防災思想の普及啓発 ➤ 自主防災組織の育成及び活動支援	防災対策事業 (消防防災課)
---	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】防災意識の高揚、日ごろからの災害への備え、防災訓練や避難訓練への参加

【民間事業者】防災活動への協力、事業所としての防災対策、防災訓練や避難訓練への参加

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
自主防災組織率（％）	84.0 （H30）	84.7	100
地区防災計画作成率（％）	0 （H30）	0	40

第4章【子ども・教育・文化】

郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

人がそれぞれのライフステージにおいて充実した時間を過ごすためには、幼児期から老年期に至る全ての過程において成長を続けることが肝要です。わたしたちには、共に知り、為し、人間として生きることを学び、成熟し、そして、未来を切り拓く次世代へと大切なものを橋渡しする使命があります。このことを見据え、人と人が支え合うことができる魅力あるまちを創造します。

第1節 【保育・教育】

子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第2節 【子育て支援】

安心して子育てができる環境が整っている

第3節 【生涯学習】

町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第1項 子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎が育まれている

■ 現状と課題

- ・児童施設において外部・施設内研修に取り組み、職員の幼児教育への理解が深まっています。
- ・コロナ禍においても、保育の質向上の必要性を十分認識し、多忙な中であっても施設内外の研修（オンライン含む）により、質向上を推進しています。
- ・施設では長時間保育を実施しながら研修に取り組む時間を確保し継続していくことが難しくなっています。
- ・OJT（職場内訓練）などで学びを深めながら、効果的に保育に繋げる仕組みの構築が必要です。
- ・幼保小研修により、就学前施設で育んだ力を小学校でさらに深化させることの重要性と、そのための幼保小のなめらかな接続の必要性の理解が深まっています。また、幼保小の職員交流にもつながっています。
- ・幼保小間での取組をスムーズに進めるにあたり、各就学前施設・小学校内の窓口を明確化する必要があります。
- ・広報紙やホームページは必要な情報を閲覧して終わる傾向があります。支援情報やイベント情報などを継続して閲覧し、活用してもらえる工夫が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 児童施設における豊かな幼児教育の推進 ➤ 幼児期の育ちについての理解促進 ➤ 幼保小連携推進（幼保小の架け橋プログラム）	幼児教育推進事業、幼保小連携推進事業 （こども課、学校教育課、教育総務課）
--	--

■ 多様な主体に期待する取組

【保育者、小学校教員】保育力向上への研鑽、幼保小間での連携の推進

【保護者、町民】幼児教育や子どもの発達への理解向上、家庭や地域における子どもの心豊かな育ちへの支援

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
保育所保育指針、幼保小連携型こども園教育・保育要領を十分理解し、保育・教育に取り組んでいる割合（％）	-（-）	73.1	80.0
保護者や地域に幼児教育や子どもの発達の理解促進に取り組んでいる割合（％）【新規】	35.0（R5）	-	50.0
幼保小の連携について学びが深まった割合（％）	37.5（R元）	100	75.0

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第2項 子どもの資質・能力が持続的に形成されている

■ 現状と課題

- ・適切に指導・助言、各種研修会などを実施し、子どもの資質・能力の向上及び教職員の指導力・授業力の向上が図られています。
- ・A L Tを計画的に配置し担当教員と連携した授業づくりを行い、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させる取組が進められているとともに、英語塾をA L T自らが企画運営することにより、学校における日常の授業から発展した学習を位置づけた語学力向上の取組がなされています。
- ・中学生国際交流海外派遣事業は、関係機関と連携しオーストラリアで実施されています。
- ・「紫波町におけるG I G A・I C T活用4ヵ年計画」を策定し、計画的に推進しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 児童生徒の資質・能力の伸長 ➤ 外国語教育の充実 ➤ I C T機器を活用した授業づくりの推進 ➤ 教育研究所の運営	学習指導事業、国際理解教育推進事業、教育研究所事業 (学校教育課)
---	--------------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

- 【学校】小中一貫教育の視点「4 + 3 + 2」による教育活動の推進、学習指導要領に基づいた資質・能力の育成の推進、I C T機器を効果的に活用した授業の創造、A L Tと連携した外国語教育の充実
- 【地域】学校運営協議会と連携した学校運営の推進

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
自ら計画を立てて勉強している生徒の割合（％）	53.3 （R元）	76.9	80.0
英語の授業が分かる生徒の割合（％）	71.9 （R元）	73.4	80.0
全国学調等の結果を積極的に活用し授業改善を図っている学校の割合（％）	36.4 （R元）	100.0	100.0

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第3項 豊かな人間性・社会性と健やかな体が形成されている

■ 現状と課題

- ・町図書館と連携した学校図書館の支援体制の構築、学校図書アシスタントコーディネーターの配置などにより、学校図書館の利用環境が充実しています。
- ・スクールガードリーダーの配置により通学路上の児童の安全が確保されています。
- ・スクールバス運行は子どもの通学支援に加え、体験的学習などに活用し学習支援にも寄与できています。
- ・スクールガードボランティアからの意見を集約する機会を設けることを課題としていましたが、個別における相談対応に留まっています。コミュニティ・スクールを通じた意見集約などを検討する必要があります。
- ・各小中学校においては、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を関連付けて、児童生徒一人一人のよりよい生活の確立が図られるように「60（ロクマル）プラスプロジェクト※」推進事業を行っています。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が必要となり特別な配慮を要しましたが、学校との連携により安全安心な給食が提供されています。
- ・学校給食センターの施設や設備の老朽が著しく、建替え整備の検討が進められています。
- ・安全安心な学校給食を安定的に提供するため、調理等業務委託事業者との連携をさらに強化していく必要があります。
- ・給食費の未納が増えています。家庭の状況を踏まえつつ、保護者に対する納入への理解促進や滞納管理の強化に一層取り組んでいく必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 学級経営・生徒指導の充実 ➤ 道徳教育の充実 ➤ 学校保健管理の充実 ➤ 児童生徒の安全確保 ➤ 学校給食センターの建替え整備【新規】	教育研究所事業、教育振興事業、学校保健、安全管理事業、学校給食事業 (教育総務課、学校教育課、学校給食センター)
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

- 【町民】スクールガードボランティアによる児童の安全確保に向けた取組
- 【学校・PTA】学校給食センター整備への協力
- 【民間事業者】学校給食センター整備への知的・技術的参画

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
集団心理検査における学校生活満足群が70%以上を占めている割合（％）	78.0 （R元）	77.8	80.0
児童生徒の応急手当講習（A E D等）を行っている学校の割合（％）	28.6 （R元）	42.9	100

※60（ロクマル）プラスプロジェクト：「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第4項 誰一人取り残されない学びが保障されている

■ 現状と課題

- ・学校再編により複式学級が解消され、各校において適切な児童数による教育活動・学習指導が推進されています。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対してアプローチするために、教育相談支援員やスクールヘルパーなどを適切に配置し、個に応じた指導・支援がなされています。
- ・フリースクール「こといろ」と連携し、利用した日を指導要録上「出席扱い」としています。
- ・教育支援教室「はばたき」では子どもの個に応じた支援がなされ、社会的自立を見据えながら第一歩として、学校へつなげる一助となっています。
- ・こども課と連携して、指導主事による就学ガイダンスを各就学前施設で実施しています。
- ・保護者に対する継続した教育相談や支援などが必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 不登校・教育支援対策 ➤ 特別支援教育の充実	教育支援相談事業、こどもセンター事業 (学校教育課)
---	-------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【学校】各学校における COC0LO プランに沿った取組の推進、児童生徒一人一人に対する適切な教育相談の実施、支援を必要としている児童生徒に対して適切な支援が届く授業づくりの推進

【保護者】就学ガイダンスや教育相談への積極的な参加

【地域】町や各学校による特別支援教育及び不登校等児童生徒対策への理解

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
不登校から復帰した生徒の割合（％）	52.7 （R元）	26.7	50.0

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第5項 より良い学校教育環境が確保されている

■ 現状と課題

- ・大規模な宅地開発などに伴い、赤石小学校区の児童数が増加傾向にあることから、教室等の確保に向けた取組が求められています。
- ・G I G Aスクール構想に基づき、小中学校にデジタル教育環境の整備、1人1台のタブレット配備がなされています。
- ・学校運営協議会制度が導入され、すべての学校と学園でコミュニティ・スクールの活動が本格化しています。
- ・学校運営協議会の意義を地域や保護者へ周知し、理解を得ながら取り組んでいく必要があります。
- ・紫波一中学校区（小中連携型）における小中一貫教育の推進をより一層推進する必要があります。
- ・学校報や広報紙などを活用して、保護者向けに小中一貫教育の更なる周知が必要です。
- ・学校ごとの実情に応じて、特色のある学校運営を行っていくことが重要です。
- ・地域と連携した子どもへの支援が必須であり、更なる周知や地域とのコミュニケーションが求められています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 学校施設の維持管理 ➤ 小中一貫教育の推進 ➤ 学校と地域の連携 ➤ I C T環境の運用管理 ➤ 学校備品の充実	学校施設整備事業 （教育総務課、学校教育課）
---	---------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【地域】学校運営協議会による学校運営

【民間事業者】I C T教育の推進への連携

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
小中学校間で教育課程に関する共通の取組を行った割合（％）	9.1 （R元）	87.5	100
週1回以上I C T機器を利用した授業を受けた児童生徒の割合（％）	40.6 （R元）	68.1	75.0

第1節 子どもが心豊かに育つ環境が整っている

第6項 支援の必要な子どもが心身共に健やかに育つ環境が保障されている

■ 現状と課題

- ・要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関が連携して取組や支援を継続することで、不適切な養育家庭の問題改善や終結に向けた対応がなされています。また、保護者に対する継続した相談対応や支援が必要です。
- ・相談対応職員の専門性（社会福祉士、教員）を生かした丁寧な対応がなされています。
- ・就学前の児童及び在学児童において行動特性など困り感を抱えている事例が増えていることから、児童の保護者や関わっている教職員への相談に臨機応変に対応し、必要な支援につないでいます。
- ・対応に苦慮している保護者や支援者に対して、行動療法（ペアレント・トレーニング）を広め、子どもの二次障がい防止に取り組み、知識の習得や理解が進んでいます。
- ・就学前の段階で、ことばの滑舌不明瞭などを改善した状態で、小学校入学を迎える児童が増えています。
- ・一方で、幼児ことばの教室の開室時間が平日の日中であるため、保護者の中には、就労により通室が難しい状況があり、継続できず改善しないまま終了してしまうケースがあります。家庭でもできる簡単な訓練などを保護者に示すなどして、発音の改善に向けた意識と取組につなげていく必要があります。
- ・幼児ことばの教室が相談窓口となり、育ち相談や医療機関につながっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 児童虐待の防止 ➤ 虐待児童・家庭への対応 ➤ 悩みを抱える保護者が相談できる環境づくり ➤ 適切な子育て・教育への接続 ➤ 幼児ことばの教室による支援	児童虐待防止事業、児童虐待家庭への対応・支援事業、療育支援事業、こどもセンター事業（こども課、健康福祉課）
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

- 【保護者】積極的な相談、児童虐待の根絶、
- 【地域住民】子どもや保護者を見守る意識づけ、児童虐待発見時の積極的な通報
- 【関係機関】支援が必要な児童・保護者・家庭に対する適切な対応や支援
- 【施設職員】ことばの発達が気になる子どもやその保護者への幼児ことばの教室の勧奨

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
保護者への児童虐待防止啓発活動数（件）	25 （R元）	26	30
児童虐待通告、相談のケースに応じて必要な対応を行った割合（％）	100 （R元）	100	100
配慮が必要な児童とその保護者について、同意を得て個々に応じた適切な支援につながった割合（％）	70.0 （R元）	96.5	100
幼児ことばの教室指導により改善が図られた児童の割合（％）	48.0 （H30）	53.8	58.0

第2節 安心して子育てができる環境が整っている

第1項 保護者は安心して子育てしながら、子育て・教育を含め自分の思い描いたことを行動して実現している

■ 現状と課題

- ・子育てを社会全体で支援していく視点から、すべての子育て家庭を対象として、未就学児の親子の居場所づくり（子育てひろば）や子育て相談、一時保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業が提供され、安定的に継続しています。
- ・中央部の宅地開発が進み、子育て世帯の増加や拡大する保育ニーズに対応するため、民間事業者による3歳未満児を受入可能な保育所の開所を町が支援しました。このことにより保育所の入所待機児童が減少しています。
- ・NPO法人立の学童施設3か所、学校法人立の学童施設1か所が開所しました。また、今まで学童施設がなかった地区にこどもの家を開所し、家庭のニーズに応え学童待機児童が解消しました。
- ・地域住民で組織する支援ひろばは、子育ての悩みや情報の共有、親子の交流する場を提供し、地域における子育て・子育て支援の活性化に取り組んでいます。
- ・一方で、保育施設や学童施設全ての利用希望者のニーズに応えることができていない状況があります。
- ・働く親の増加などにより保育ニーズが高まり、3歳未満児の約7割が保育所等就学前の施設を利用している状況にあります。
- ・親子の関わりやふれあいの時間が十分に取れないことが懸念されています。
- ・多くの家庭が保育所等就学前の施設を利用する中で、在宅で子育てをする家庭の孤立が懸念されています。
- ・子育ての支援ニーズが多様化する社会においては、施設環境整備のほか、支援ひろば事業やファミリー・サポート・センター事業のように地域住民の関わりや支えがますます重要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 子育てと仕事の両立の支援	子ども・子育て支援事業、地域子ども・子育て支援事業、子育て家庭への経済支援事業 (こども課、教育総務課、町民課)
➤ 子育ての悩み解消	
➤ 子育て世帯の経済的負担の軽減	
➤ 子育て・子育て支援活動などの後方支援	

■ 多様な主体に期待する取組

- 【保護者】 様々な支援を取り入れながらの前向きな子育て
- 【町民】 子どもや子育て家庭への支援
- 【保育事業者】 安心して子育てできる環境の提供

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
待機児童数（人）	42 （R元）	2	0
ファミリー・サポート・センター援助会員数（人）	36 （R元）	77	80
きめ細かな子育て支援環境が整っていると思う町民の割合（％）	70.7 （H29）	-	75.0
子育て・子育て支援活動補助金交付団体数（件）	4 （R元）	5	5

第3節 町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている

第1項 町民それぞれが教養を高め心豊かに暮らす人が増えている

■ 現状と課題

- ・ 公民館の各種講座などの受講者の9割が満足していると回答しています。
- ・ 公民館を快適に利用できるようにトイレ改修やエアコン設置などを行っています。
- ・ 芸術文化団体の発表機会として芸術祭が開催されています。
- ・ 様々な地域課題や学習ニーズに応えるため、講座や事業の見直しが必要となっています。
- ・ 公民館の利用者が固定化しており、若年層の利用者も少ない状況です。新規利用者の増加への取組が必要となっています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 地域課題・ニーズに応じた学習機会の提供	公民館運営管理事業、芸術文化事業 (生涯学習課)
➤ 安全で快適な学習施設の提供	
➤ 発表の機会の提供と芸術団体の支援	

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】中央公民館、各地区公民館の積極的な利用

【公民館】町民個々の学習要求に応える事業展開

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町民一人当たりの公民館利用回数（回）	3.6（H30）	2.3	3.6
公民館講座の満足度（％）	－（－）	90.1	91.0

第3節 町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている

第2項 歴史や文化遺産が守られ魅力ある地域がつくられている

■ 現状と課題

- ・ 民俗芸能の上演機会の確保と文化財の理解促進のための町郷土芸能祭を継続して開催できるよう、町と町芸能保存会が検討し運営体制などを見直しました。
- ・ 学校教育と連携したプログラムや新規事業の創設などの事業展開により、野村胡堂・あらえびす記念館の収蔵資料の有効活用と町民の触れる機会が増加してきています。
- ・ 芸能団体の上演機会が少なくなっています。また、構成員の高齢化が顕著であり後継者の育成や支援が急務となっています。
- ・ 町史編さんに向けて、令和4年度に町史編さん委員を委嘱し、編さん事業を開始しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 文化財保護の周知・啓発 ➤ 埋蔵文化財の保護 ➤ 野村胡堂・あらえびす記念館資料の活用 ➤ 町史編さんに向けた取組	文化財保護事業、野村胡堂・あらえびす記念館運営事業、保存団体支援事業 (生涯学習課)
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】町の歴史や先人について積極的に学習する意欲を持つ

【団体】各芸能団体による後継者の育成

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町芸能保存会加盟団体公演回数（回）	5.1 （H30）	3.2	5.5
あらえびすコレクションデジタルアーカイブ※件数（件）	3,000 （H30）	4,980	7,000

※野村胡堂（あらえびす）所蔵SPレコードコレクションのデジタル化

第3節 町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている

第3項 町民がスポーツに親しむ機会がある

■ 現状と課題

- ・閉校した学校施設を暫定的にスポーツ活動などに開放しており、スポーツ少年団を中心に多くの町民に利用されています。
- ・町内で開催される全国規模の大会やプロの試合を通して、町民がスポーツの楽しさを知る機会やスポーツに関わる機会が増えています。
- ・スポーツ施設の老朽化が顕著であり、安全・快適にスポーツを楽しめる環境整備が必要となっています。
- ・ライフスタイルの多様化により、スポーツ競技人口が減少傾向にあります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ スポーツ活動の支援 ➤ 町民のニーズに合わせたスポーツメニューの構築 ➤ 次世代スポーツ選手・指導者育成・支援 ➤ 安全で快適なスポーツ施設の提供 ➤ スポーツツーリズムの推進	生涯スポーツ事業、スポーツ施設管理事業、スポーツ団体支援事業、スポーツツーリズム推進事業 (生涯学習課)
--	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】個々に合ったスポーツの選択、健康で文化的な生活の実践

【関係団体】体育協会や各競技団体との連携による指導者の養成

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町民一人当たりの町内スポーツ施設利用回数（回）	6.2 （H30）	3.7	5.0
町内スポーツ合宿等誘致件数（件）	8 （H30）	46	50

第3節 町民が文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしができている

第4項 子どもが地域で生き生きした生活を送っている

■ 現状と課題

- ・地域との関わりが希薄になっている中で、近年の調査において、町内中学生が「地域の行事に参加している」「どちらかと言えば参加している」と回答した割合が約8割で、国や県の平均を大きく上回っています。
- ・「誰かの役に立ちたい」と思っている中学生は9割を超えており、地域の一員としての自覚や自己有用感を感じています。
- ・中学生社会参加活動における実践班の意識の違いにより活動内容に差が生じています。
- ・青少年健全育成のため、大人が手本となって社会規範を示し、社会総がかりで子どもたちを育む必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 社会参加活動の推進	社会参加活動推進事業 (生涯学習課)
-------------	-----------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】中学生の活動をサポートし認める（自己有用感の向上）

【地域】地域と学校が連携・協働の推進

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
中学生社会参加活動参加率（％）【新規】	-（-）	69.7	70.0

第5章【自治・参加】

多様性をつながりのある暮らし心地の良いまち

多様な人がお互いに尊重し、認め合い、つながり合う、「暮らし心地の良いまち」をつくれます。

第1節 【協働】

まちづくりを主体的に考え行動できる環境が整っている

第2節 【コミュニティ】

地域の実情に合ったコミュニティがある

第3節 【共生社会】

国籍や性別などに関わらず、共生できる社会になっている

第4節 【情報】

町民の暮らしに情報が活用されている

第1節 まちづくりを主体的に考え行動できる環境が整っている

第1項 市民と町の信頼関係が構築され協働のまちづくりが進められている

■ 現状と課題

- ・市民自らニーズを掘り起こし、主体的に課題解決に取り組むための活動を行う市民・地域活動団体があります。
- ・市民活動や地域活動の取組を紹介し、こうした活動に興味のある人が踏み出すきっかけとなるように、町はまちづくり交流市や地域づくり活動補助金公開審査会などを開催しています。
- ・ファシリテーター※養成講座やまちづくり勉強会を開催し、中間支援の役割を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ・町民主体のまちづくりを進めていくために、勉強会などを通じて、自治のあり方を市民と行政とで十分に理解し、互いに共通認識を持つことが必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 協働の理解浸透 ➤ まちづくりの担い手育成 ➤ 人と人とのつながりづくり	協働推進事業 (企画課)
--	-----------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】それぞれの興味・関心の観点からまちづくりを自分事として考える機会を持つ

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
人材育成講座修了者数（人）	85（R元）	107	125
市民参加が進み主体的にまちづくりに関わる人が増えていると思う人の割合（％）	44.0（H29）	42.1	55.0

※ファシリテーター：会議やワークショップにおいて、参加者の主体性を育み、コミュニケーションを活性化させ、多様な意見を交わす中で、新たな発見や可能性、アイデアを見出すことを促し、個々の知恵を想像的な成果に結びつけて行くことを支援する人

第1節 まちづくりを主体的に考え行動できる環境が整っている

第2項 市民の意見がまちづくりに反映されている

■ 現状と課題

- ・市民参加条例に基づき、行政の定める計画や方針を定める際に町民が関わる機会が作られています。
- ・若い世代や子育て世代にも市民参加に関心を持ってもらうために、令和3年度に市民参加情報発信サポーター制度を導入して、行政が市民参加を行う際に、町民からも市民参加の情報をSNSなどで発信してもらい周知を行っています。
- ・市民参加の方法が優れている案件を推進会議から推薦してもらい、その案件をモデルケースとして役場内で共有し、翌年度の市民参加の取組に生かす工夫がなされています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 市民参加の機会創出 ➤ 市民参加の情報発信の充実 ➤ 適切な市民参加の実施支援	市民参加推進事業 (企画課)
---	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】積極的な意見の提出、市民参加の情報発信

【民間事業者】市民参加の情報発信、新たな市民参加手法の提案

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
市民参加の実施率（％）	100（H30）	100	100
市民参加情報発信サポーター登録者数（人）	-（-）	7	20

第2節 地域の実情に合ったコミュニティがある

第1項 市民が主体的に活動に取り組める環境が整っている

■ 現状と課題

- ・町によるファシリテーター派遣や地域づくり活動補助金などの支援を受けながら、市民が主体となって行う話し合いや活動がなされています。
- ・コロナ禍で希薄になった市民活動の機運の再醸成やコミュニティのつながりの再構築が必要とされています。
- ・地域によって課題も異なり、地域課題の吸い上げをそれぞれの地域で行う労力が大きく、アドバイザーや中間支援組織との協働が必要不可欠となっています。
- ・市民活動補償制度により、安心して市民活動に取り組める環境が整っています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 中間支援機能の再構築 ➤ 市民活動や地域活動の支援 ➤ 市民活動を知り尊重する行政体制づくり	市民活動支援事業 (企画課)
--	-------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民、民間事業者】それぞれの関心に応じた市民・地域活動への自発的な参画・協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
中間支援業務体制の構築状況（件）	-（-）	-	1
地域づくり活動補助金活用団体延べ団体数（件）	67（R元）	74	99
まちづくりへの想いを行動に移す活動が活発に行われていると思う人の割合（％）	45.0（H30）	46.6	55.0

第2節 地域の実情に合ったコミュニティがある

第2項 町と町民の協働により地域課題の解決が進む

■ 現状と課題

- ・ 地域によっては組織の見直しや統合化が進み、会計を一つにして事務を効率化するなどの動きがでており、町による伴走支援が行われています。
- ・ 地域の実情に合わせて集落支援員が配置され、地域課題に対する取組や地域と行政との間を繋ぐ役割を果たしています。
- ・ 地域の中で話し合う場が少ないため、困りごとを一人で抱えることが多く、合意形成がなされないまま物事が進むなど、住民自治の機能が十分に発揮されていない地域も散見されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によって地域での会合やイベントが縮小し、地域内のコミュニティが希薄化しました。
- ・ 少子高齢化により、自治会などでの役員の担い手不足や若者の行事への参加率の減少が年々進んでいます。
- ・ アドバイザーや中間支援組織などの協力を得ながら、多様な地域課題に向き合い、解決に向けてできることから取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の誰もが地域について考え、学習し、自由に意見を交わし、活動するための拠点が必要となっています。地域の希望に合わせ、コミュニティセンターなどの拠点づくりを進めていく必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 自発的な地域活動の支援 ➤ 地域自治と行政の円滑な協力体制の構築	地区コミュニティ支援事業、地域運営組織支援事業 (企画課)
---	----------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民、民間事業者】地域課題の解決に向けた取組への参加・協力

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
地域で支え合う地域自治活動が活発に行われていると思う人の割合（％）	53.0 （R元）	53.1	65.0
ワークショップアドバイザー・ファシリテーター派遣述べ人数（人）	25 （R元）	47	65

第3節 国籍や性別などに関わらず、共生できる社会になっている

第1項 違いを認め合い、多様な価値観を尊重する人が多い町になる

■ 現状と課題

- ・「家庭内での立場は男女平等と考える人」や「性別固定役割に同感できない」と考える人の割合が増加しています。
- ・男性の子育てへの参画意識と、実際の参加割合が高まっています。
- ・職場で男性と女性の待遇が平等と回答する割合が大幅に増加しています。
- ・女性が結婚や出産を機に離職している割合が高くなっています。女性が働きやすく、離職しなくても良い環境や再就職支援などの環境整備が求められています。
- ・男性も労働時間の短縮を望む割合が高く、長時間に渡る労働により仕事と家事や育児、介護の両立が困難となっています。
- ・地域社会での性別役割について「会長は男性」と思う人の割合は低下傾向にあります。一方で「お茶入れや調理」「子供会の世話役」は女性が担っている割合が依然として高いままであることから、引き続き、男女間の固定的性別役割（意識）の改善への取組が必要です。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ）の認知度は上がってきているものの、言葉の意味まで知っていると回答した町民は4割であり、性的マイノリティへの理解が十分に進んでいるとはいえない状況にあります。引き続き、町民の性的マイノリティへの理解の増進と社会制度の見直しや整備が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 男女共同参画社会の実現に向けた支援、普及啓発 ➤ 男女共同参画サポーターの育成 ➤ 誰もが社会参加しやすい環境づくり	男女共同参画推進事業 (企画課)
--	---------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】男性の積極的な家事や育児・介護への参加、地域における慣行の見直し、多様な性の尊重と性的マイノリティへの理解

【民間事業者、団体】育児休業・介護休業などの休業制度の利用促進、ワーク・ライフ・バランスが確保されている職場環境の整備、職場などでの固定的性別役割（意識）の改革、職場や地域における性的マイノリティの人々への理解・配慮

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
社会や生活の中で、男女の地位（立場）が平等と思う人の割合（％）	13.3 （H29）	14.3	50.0
男女共同参画サポーター認定者数（人）	46 （H29）	51	60

第3節 国籍や性別などに関わらず、共生できる社会になっている

第2項 国際交流や姉妹都市交流が活発に行われている

■ 現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら、中学生をオーストラリア（サザンダウンズ市）に派遣し、海外での交流や経験の機会がつくられています。
- ・特産品開発や産業まつり、オガール祭りなどの機会を通して、姉妹都市との交流が継続しています。
- ・歴史や文化などをきっかけにした住民レベルでの都市間交流がなされています。
- ・国際交流協会の登録会員数は、年々減少傾向にあります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 中学生国際交流事業の維持 ➤ 国際交流協会への助成	国際交流事業、姉妹都市交流事業 (総務課、学校教育課)
---	--------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】国際交流事業、姉妹都市交流事業への参加

【民間事業者】国際交流事業、姉妹都市交流事業への参加・協力、日本語教室の開催

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
国際交流事業に関わる町民数（人）	56（H30）	54	67

第4節 町民の暮らしに情報が活用されている

第1項 デジタルを活用した取組が進み、暮らしが便利で豊かになる

■ 現状と課題

- ・スマートフォンアプリを活用して町からプッシュ型※で情報を配信する体制があり、町民の情報を求める行動に関わらず、情報を伝えられています。また、より多くの町民にプッシュ型での情報配信ができるよう、体制の再構築が進められています。
- ・携帯電話やスマートフォンの活用が困難な町民には、音声読み上げ式の情報受信端末（戸別受信機）が貸与されています。
- ・町によるITサポートコーナーの設置や民間事業者と連携したデジタル相談の開催、住民団体主催のスマホ講座が開催され、地域でのデジタル活用支援がなされています。
- ・町民誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるよう、日常生活におけるデジタル活用力の向上のための取組が引き続き必要です。
- ・SNSを活用して町民自ら町に関わる情報を発信したり、それをきっかけに交流したりするなど、新しいコミュニティが誕生しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 時代に即した情報伝達手段の構築 ➤ 町民の情報活用力の向上	地域情報化推進事業 (企画課)
--	--------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】デジタル端末やアプリの積極的な利用、ITサポートコーナーやデジタル相談の積極的な活用

【民間事業者】町民のデジタル格差解消への協力・取組推進

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
メール配信サービス登録者（15歳以上）の割合（％）	1.5（R元）	14.3	50.0
ITサポートセンター利用者数（人）	553（H30）	597	650

※プッシュ型：利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの技術やサービスのこと

第4節 町民の暮らしに情報が活用されている

第2項 情報と人々が繋がる拠点として情報交流館（図書館）を活用したいと思う人が増加する

■ 現状と課題

- ・町民による自主サークル活動や各種講座・教室などの活動が活発に行われ、地域文化の創造・発信・提供の拠点として定着しています。
- ・地域、年代を超えた豊かで快適な交流の場を目指すため、施設の利便性向上や、イベントの企画運営に対する支援が望まれています。
- ・情報交流館の利用件数や利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から、外出や人との接触を回避する傾向が続き、大きく落ち込んでいます。
- ・インターネットやテレビなど情報源が多様化し、情報発信のツールが増加する情報社会にあって、正しい情報を入手する支援や体制整備が重要になっています。
- ・子どもを取り巻く情報環境が大きく変化する中で、子どもたちが自ら課題を発見し解決する力を養うことが望まれています。
- ・高齢化が進み、今まで起きた事についての記憶が消えていくことが危惧されています。人の持っている記憶を過去について知る資料として残し、既存の資料と併せて活用できるようにする必要があります。
- ・情報交流館は開館から12年が経過し、施設・設備の破損、不具合の発生する事が多くなっています。資産台帳の耐用年数に基づいた定期的な点検や計画的な修繕、メンテナンスなど、適切な資産の維持管理が必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 情報と人をつなぐハブになる ➤ 活力あるまちづくりを支援する ➤ 次代を担う人づくりの推進する ➤ 市民の自立を支援する ➤ まちの歴史・風土・文化に出会う場を創出する	情報交流館運営事業、図書館運営事業 （情報交流館）
--	------------------------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民、民間事業者】自分たちの活動につながる情報を収集・発信する場所としての活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
情報交流館利用者数（人）	401,641（H30）	299,204	360,000
プログラム参加人数（人）	486（H30）	718	534
レファレンスサービス※件数（件）	204（H30）	141	224

※レファレンスサービス：調べもの、探しもののお手伝い

第4節 町民の暮らしに情報が活用されている

第3項 町民の声が行政に届き、行政からの情報が町民にしっかりと届いている

■ 現状と課題

- ・「町長への手紙」「ホームページやメールからの問合せ」「まちづくり座談会」など多様な方法で町民が意見できる機会があります。
- ・定期的に実施している町民意識調査は回答率が低調です。令和5年度調査では、より多くの意見をいただくために、インターネット回答もできるようにしています。
- ・広報紙やホームページで暮らしに必要な情報や町の話が提供され、町民がいつでも情報を得られる環境が整っています。
- ・広報紙はタブロイド判※が採用され、大きめの文字サイズ、適度な余白など読みやすさが向上しています。
- ・SNSを活用して町民自ら積極的に町的话题を情報発信しています。こうした取組とも連携しながら、町の動きや魅力を町内外に広く発信していくことが大事です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 時代に合った広聴の仕組みづくり ➤ 町民意識調査の改善 ➤ 読んでもらえる広報紙づくり ➤ ホームページの適切な運営	広聴広報事業 (企画課)
---	-----------------

■ 多様な主体に期待する取組

【町民、民間事業者】広報紙を読む、スマートフォンやパソコンを活用した情報収集、町の施策に対する意見や提言

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
まちづくり座談会参加者数（人）	215 （R元）	229	260
ホームページ閲覧数（回/日）	700 （H30）	5,044	4,000
町民意識調査回答率（％）	34.1 （R元）	－	50.0

※タブロイド判：新聞紙のサイズの一種で、一般的なサイズの約半分程度の大きさのもの。

行財政経営

限られた経営資源を生かし、より質の高い行政サービスを町民に提供していくとともに、自主財源の確保に努めながら財政の健全性に配慮し、持続可能な行政経営を進めます。

また、時代や環境の変化に伴う要請に柔軟かつ的確に対応できる職員の育成や、組織体制の不断の見直し、各部課横断の取組を進めていきます。

第1節 【住民サービス】

町民が必要な手続や情報などを、いち早くかつ丁寧に提供できる体制がある

第2節 【行財政】

持続可能な行政経営が行われている

第1節 町民が必要な手続や情報などを、いち早くかつ丁寧に提供できる体制がある

第1項 専門的な知識や対応力を備え、かつ町民に寄り添ったサービスを行える職員がいる

■ 現状と課題

- ・各業務に必要な知識を高めるため、職員を専門研修に派遣しています。また、新採用職員に基本的な接遇研修を行うほか、コミュニケーション能力の向上に特化した研修も実施しています。
- ・町民からの相談（ニーズ）が多様化・複雑化し、個別対応に係る人や時間が増大しています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 接遇能力の高い人材の育成	人事管理事務 (総務課)
----------------	-----------------

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R5）	目標値（R9）
町の行政サービスへの満足度（％）	70.1 （H29）	56.0	75.0

第1節 町民が必要な手続や情報などを、いち早くかつ丁寧に提供できる体制がある

第2項 窓口やインターネットでの行政手続が簡単・便利になっている

■ 現状と課題

- ・マイナンバーカードは、町民の約8割が所持するようになりましたが、日常生活の中で利用する場面が限定的で、利便性を感じにくい状態です。
- ・医療保険の保険証と一体化させた方は多いものの、実際に医療機関で使用している人はまだ少数です。
- ・交付申請が独力では困難な施設入所者などへの申請サポートが求められています。
- ・マイナンバーカードを持たない人にとっても、利用しやすい窓口であることが重要です。
- ・情報セキュリティに関する不安感や誤解が普及促進の妨げになっています。
- ・コンビニ交付の利用件数は、年々増加していますが、依然として窓口での交付を希望する人が多数です。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生をきっかけにデジタルを活用した手続の需要が高まっています。窓口での記入の手間を可能な限り減らす、書かなくても良い、インターネットで手続が済むなど、役場の窓口や手続のDX※（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む必要があります。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ マイナンバーカード交付円滑化計画策定、推進 ➤ マイナンバー制度などの周知 ➤ マイナンバーカード交付申請の補助 ➤ コンビニ交付システムの保守管理、改修 ➤ 役場窓口のDX推進【新規】 ➤ 戸籍システムの保守管理、改修	マイナンバーカード普及事業、 証明書コンビニ交付事業、窓口 サービス向上事業、行政情報化 推進事業 (町民課、財政課)
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

【町民】マイナンバーカードの取得及び利用、デジタル手続の積極的な活用

【民間事業者】マイナンバーカードを活用（または関連）したサービスの導入推進、
デジタル手続の積極的な活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
マイナンバーカード交付率（％）	13.0（H30）	64.8	96.0
コンビニ交付利用率（％）	16.0（H30）	22.2	55.0

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

第2節 持続可能な行政経営が行われている

第1項 職員が業務に集中し、最大のパフォーマンスを発揮できる環境がある

■ 現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の発生を契機に社会でデジタル化の動きが加速しています。
- ・準ずるべき国家公務員制度（人事院勧告）において、職員のワークライフバランスを重要視するようになっていきます。
- ・行政が担う業務が多種多様かつ、複雑困難になってきており、職員の業務量が増えています。
- ・職員採用試験の受験者数が減少し、新規採用職員の確保が難しくなっています。
- ・行政改革を行うことで業務を効率化し、限られた人員での業務生産性を向上させる必要があります。
- ・コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 人材育成基本方針の随時見直し ➤ 採用試験の実施回数・手法の随時見直し ➤ 行政改革による業務・生産性向上と行政サービスの充実 ➤ メンタルヘルスケアの実施 ➤ 公正な職務遂行による適正な行政サービスの提供【新規】	人事管理事業、職員健康増進事業、職場職員生産性向上事業（総務課）
---	----------------------------------

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R5）	目標値（R9）
町の行政サービスへの満足度（％）※再掲	70.1（H29）	56.0	75.0

第2節 持続可能な行政経営が行われている

第2項 計画的かつ適正な行政運営が行われている

■ 現状と課題

- ・町の将来像の実現のために総合計画を策定し、基本計画は半期（4年）で、実施計画は3年単位のローリング方式により毎年見直しを行いながら計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- ・各分野においても個別計画を定めて、計画的に取り組が進められています。
- ・「論理的思考に基づいた政策立案」のため、令和4年度から施策方針書に「ロジック・モデル※」の考え方を導入しています。
- ・業務を執行する上では、その適正執行を妨げるリスクが存在することから、業務プロセスの可視化及び処理の標準化を図るとともに、効果的なチェック体制の構築によりこれを未然に防止することを目的に、令和4年度から内部統制の取組を開始しています。
- ・人口減少や少子高齢化が進む中で、暮らしの向上や地域産業の維持発展のためには、広域で連携した取組が引き続き必要です。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ ローリング方式による定期的な実施計画の見直し ➤ クラウド化などの推進 ➤ 内部統制の継続【新規】	総合計画策定事業、行政情報化事業、広域連携事務、内部統制推進事業 （総務課、企画課、財政課）
---	---

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
町の行政サービスへの満足度（%）※再掲	70.1 （H29）	56.0（R5）	75.0
情報システムの共同化、クラウド化率（%）	61.0 （R元）	69.8	75.0

※ロジック・モデル：ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの

第2節 持続可能な行政経営が行われている

第3項 町有財産の適切な管理と積極的な活用が行われている

■ 現状と課題

- ・閉校となった小学校の活用について、利活用の基本コンセプト（「産業の振興」と「人材の育成」）を定め、民間事業者などによる利活用に向けた取組が進んでいます。
- ・民間との対話を積極的に行い、公民連携手法を適切に活用しながら公共施設整備や地域課題の解決に取り組んでいます。
- ・老朽化が進んでいる公共施設などが増える中、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、事後保全から予防保全に移行する施設を検討し長寿命化につなげています。

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 町有財産の適切な管理と活用 ➤ 持続できる施設サービスの提供 ➤ 未利用財産の民間活用の推進 ➤ 公共施設等総合管理計画の見直し	町有財産維持管理事業、公共施設等総合管理計画事業 (財政課、資産経営課)
---	---

■ 多様な主体に期待する取組

- 【町民】空き校舎などの活用による地域のコミュニティ維持
 【民間事業者】未利用財産の積極的な活用

■ まちづくり指標

指標（単位）	基準値（年度）	現状値（R4）	目標値（R9）
未利用財産処分の累計件数（件）	7 （H30）	33	63
未利用普通財産活用件数（件）	40 （H30）	65	50

第2節 持続可能な行政経営が行われている

第4項 行政ニーズに応えるための財政運営が行われている

■ 現状と課題

- ・前期基本計画期間内における財政調整基金残高が増加しましたが、基金残高の増加が新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫金返還財源分の積立など、一時的な要因もあり、基金残高の維持・確保は引き続き課題となっています。
- ・町債の定時償還が順調に進み、将来負担比率が改善していますが、今後、大規模な建設事業が控えているほか、公共施設・インフラ資産の維持が課題となっており、各種比率の推移については注視していく必要があります。
- ・扶助費等義務的経費の増加に伴い、経常収支比率は依然として高い値で推移しており、財政の硬直化が課題となっています。
- ・持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保と新たな手法による資金調達を行っていくとともに、経常経費の圧縮を図る必要があります。
- ・ふるさと納税は魅力的な返礼品の開発や寄附ポータルサイトを増やし、令和元年度の寄附額から約1.5倍増加し、約3億円の水準で推移しています。また、令和5年10月の制度改正に伴い返礼品及び寄附額の見直しを行うとともに、目標額10億円の達成に向けて継続的にふるさと納税の推進に取り組んでいます。
- ・税の納付方法が電子化により拡大しています。(クレジットカード、スマホ決済アプリなど)

■ 町の主な取組と関連事業

➤ 予算の重点的・効果的な配分 ➤ 自主財源の確保 ➤ 財政の見える化 ➤ 税の公正かつ公平な賦課徴収 ➤ 税の自主納付の推進 ➤ 適正かつ効率的な会計事務	財政管理事務、ふるさと寄附対応事業、税・使用料等の賦課徴収事務、会計事務 (財政課、企画課、税務課、会計課)
---	---

■ まちづくり指標

指標 (単位)	基準値 (年度)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
財政調整基金残高 (億円)	6.7 (H30)	17.0	9.0
町税の収納率 (%)	98.7 (H30)	99.2	99.0

資 料

紫波町総合計画審議会

1 委員名簿（25 名、五十音順）

氏名	所属等	居住 地区	備考
浅沼 清一	岩手中央農業協同組合 代表理事組合長	町外	
阿部 敏博	紫波町行政区長協議会 会長	日詰	
阿部 久克	紫波町消防団 団長	志和	
阿部 萬太郎	農業	彦部	会長
阿部 礼子	特定非営利活動法人紫波みらい研究所 理事長	彦部	
太田 幸市	紫波町交通指導隊 副隊長	志和	
小川 哲男	一般財団法人紫波町体育協会 会長	古館	
小澤 由香里	紫波町食生活改善推進員協議会 会長	古館	
加藤 博巳	一般社団法人紫波郡医師会 副会長	町外	
菊地 圭二	特定非営利活動法人紫波 i n g 理事	古館	副会長
木戸 章子	宿はこや 責任者	赤沢	
近藤 英一	社会福祉法人紫波町社会福祉協議会 会長	志和	
佐々木 勉	紫波町 P T A 連合会 会長	佐比内	
佐藤 謙司	紫波町校長会 会長 (西の杜小学校 校長)	町外	
菅原 和博	紫波町農林公社 森林循環アドバイザー	赤沢	
高橋 栄悦	一般社団法人紫波町観光交流協会 会長	志和	
高橋 哲也	南日詰大神楽保存会 事務局	赤石	
高橋 吉見	紫波町防犯隊 隊長	赤石	
橘 富雄	紫波町商工会 会長	日詰	
戸塚 美奈子	虹の保育園 園長	日詰	
富岡 敦子	紫波町連合婦人会 会長	志和	
七木田 吉明	紫波電設有限会社 専務	長岡	
檜山 雄介	しわりり 副代表	町外	
松田 竜也	岩手農蚕株式会社 取締役部長	水分	
役重 眞喜子	岩手県立大学総合政策学部 准教授	町外	

2 令和5年度紫波町総合計画審議会 開催経過

回	開催日時	開催場所	内容
1	令和5年11月1日（水） 18：30～20：45	紫波町役場	・ 委員委嘱 ・ 前期基本計画の評価について ・ 後期基本計画の方向性について
2	令和5年12月11日（月） 13：30～15：45	紫波町役場	・ 諮問書の提出 ・ 後期基本計画（素案）について
3	令和6年1月16日（火） 10：00～12：15	紫波町役場	・ 審議会のご意見に対する対応方針について ・ 意見公募の結果について ・ 後期基本計画（原案）について ・ 答申案の協議について
4	令和6年1月29日（月） 13：30～14：15	紫波町役場	・ 第3回審議会の要点確認について ・ 答申内容の協議及び決定について ・ 答申書の提出

3 諮問

紫 企 第 287 号
令和5年12月11日

紫波町総合計画審議会
会長 阿 部 萬太郎 様

紫波町長 熊 谷 泉

第三次紫波町総合計画後期基本計画について（諮問）
第三次紫波町総合計画後期基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

4 答申

令和6年1月29日

紫波町長 熊 谷 泉 様

紫波町総合計画審議会
会長 阿 部 萬太郎

第三次紫波町総合計画後期基本計画について（答申）
令和5年12月11日付け紫企第287号をもって諮問のありました第三次紫波町総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

第三次紫波町総合計画後期基本計画について、基本的な方向や内容は適切であると判断します。

なお、まちづくりを進めるにあたっては、別紙意見に留意のうえ、その趣旨を十分に生かされますよう要望します。

別紙

- 1 町を健全に発展させるため、地域経済の振興に一層取り組み、税収や財源の適切な確保に努められたい。
- 2 人口減少が将来に与える影響や課題を適切に捉え、それを町民、民間企業、各種団体、行政など多様な担い手と共有するとともに、分野横断的な施策の展開を図られたい。
- 3 協働の観点から、計画の策定過程で出された一つひとつの意見を大事にし、各施策の推進や評価、改善に取り組まれたい。
- 4 大規模自然災害の発生など、生活環境が脅かされる予測不可能な事態が起こりうることを想定し、多様な主体が町民の安全・安心を第一に柔軟な対応ができるよう、十分に留意しながら施策の推進に取り組まれたい。
- 5 子ども、高齢者、障がいを持つ人、医療的ケアが必要な人、外国人など、この町で暮らす誰もが優しさを感じられ、健康で安全に暮らせるよう取り組まれたい。
- 6 農村や商人町など暮らしとなりわいが織りなす美しい景観や生活文化、そして暮らす人そのものが町の魅力的な資源であり、この資源の価値を再認識するとともに、次世代により良い形で残し伝えられるよう努められたい。
- 7 子どもから大人まで、ふるさと紫波町に自信と誇りを持ち、愛着を醸成するようなまちづくりを進められたい。

分野別個別計画

1 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

総合計画 章・節・項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
1-1-1	第七次紫波町母子保健計画	令和5年度	全町民	母子保健事業の総合的な推進計画として策定。	R6～R9	健やか親子21及び「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	健康福祉課
1-1-3	第三次紫波町元気はつらつ紫波計画	令和3年度	全町民	町民の健康づくり推進計画として策定。	R4～R8	健康増進法第8条	健康福祉課
1-1-3 1-3-3 1-3-4	紫波町元気はつらつ高齢者計画	令和5年度	40歳以上の全町民	高齢者の保健福祉事業全般に関する実施計画と介護保険のサービス等基盤整備を計画的に進めるための実施計画として策定。	R6～8	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	長寿介護課
1-2-2	第3期紫波町国民健康保険データヘルス計画 (第4期特定健康診査等実施計画)	令和5年度	国民健康保険被保険者	被保険者の健康・医療情報の分析に基づく健康課題を解決・改善するため、効果的な個別事業を実施し、健康寿命の延伸を実現することを目的として策定。	R6～R11	高齢者の医療の確保に関する法律第19条 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	町民課 健康福祉課
1-3-2	紫波町障がい福祉プラン	平成5年度	町全域	障がい者計画：障がい者を保健・医療・教育・居住環境・生活支援等の分野から総合的に支援する計画。 障がい福祉計画：障害福祉サービスや地域生活支援事業等の必要量の見込みを定める計画。 障がい児福祉計画：障害児通所支援の必要量や障がい児支援の提供体制の整備について見込みを定める計画。	R6～R8	障害者基本法第11条 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条	健康福祉課
1-3-3	第三次しあわせづくり福祉プラン	令和4年度	全町民	それぞれの地域において住民の主体的な参加による相互扶助の仕組みづくりを支援し、「自助」「共助」「公助」のバランスがとれた福祉を推進するために策定。	R5～R9	社会福祉法第107条	健康福祉課
1-3-3	第2期紫波町いのちを支える自殺対策計画	令和5年度	全町民	誰も自殺に追い込まれることのない紫波町の実現を目指して、町全体で取り組む施策や取組目標について設定。	R6～R10	自殺対策基本法第13条	健康福祉課
1-4-1 1-4-2 1-4-3 2-2-3	第二次紫波町食育・地産地消推進計画	令和3年度	町全域	紫波の食と農の豊かさを未来へと繋ぐため、一人ひとりの主体的な行動へと繋げていく「分かりやすい」取り組みの強化と体制づくりを目指す。	R4～R8	食育基本法第18条、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条	農政課

2 【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

総合計画 章・節・項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
2-1-1	環境・循環基本計画	令和3年度	町全域	「環境と福祉のまちづくり」とその実現のための「環境百年計画」を具体化するための役割を担い、環境や循環型社会の形成のための町の取組みを規定。	R3～R12	環境基本法第7条、循環型社会形成推進基本法第10条	環境課
2-1-1	紫波町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	令和3年度	町全域	適正なごみ処理体制を構築することにより、焼却処理するごみの量や最終処分量を大幅に削減し、循環型社会の形成と地球温暖化の防止を図る。	R3～R12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	環境課
2-1-1	紫波町容器包装廃棄物分別収集計画	令和5年度	町全域	容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る。	R5～R9	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項	環境課
2-2-1 2-2-2	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	令和5年度	町全域	農業経営強化に関する目標、営農類型ごとの効率性かつ安定的な農業経営の指標。	R4～R8	農業経営基盤強化促進法第6条	農政課

2-2-2	紫波町鳥獣被害防止計画	令和6年度	町全域	鳥獣による農林業への被害を防止するための具体的取り組み方針。	R6～R8	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第2条の2	環境課
2-2-4	紫波農業振興地域整備計画	令和4年度	都市計画用途地域及び国有林等を除く全域	農用地区域を設定するとともに、農業近代化施設、生産基盤及び農村生活環境の総合的計画を樹立する。	R5～R9	農業振興地域の整備に関する法律第8条	農政課
2-3-1	紫波町森林整備計画	令和2年度 (令和3年度)	町全域	森林整備の基本方針を施業の方法等を計画。	R4～R12	森林法第10条の5	環境課
2-4-1 2-4-2 2-5-1	紫波町中心市街地活性化基本計画	平成15年度	日詰、赤石の一部 187.3ha	過去と未来が循環するまちづくりを理念とし、中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化を一体的に推進するために策定。	—	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	商工観光課
2-4-2	公民連携基本計画	平成20年度	日詰地区	中心市街地内での公民連携の基本方針を定める基本計画。	—		資産経営課
2-5-1	紫波町観光振興計画	令和3年度	町全域	観光振興の基本理念や将来の方向性を示すとともに、町民、観光関連業者、観光関連団体、観光交流協会、行政などが協働し、計画的に観光振興施策を推進するために策定。 (令和6年度改定予定)	R3～R6		商工観光課

3 【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち

総合計画 章・節・項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
3-1-1 3-1-2	都市計画マスタープラン	平成8年度 (平成12、25年度)	都市計画区域	長期的な展望に立ち、地域住民の意見を反映しつつ都市づくりの将来像を定める。 (令和6年度改定予定)	H23～R13	都市計画法第18条の2第1項	都市計画課
3-4-1	紫波町高齢者住宅整備計画	平成16年度	町全域	紫波町における高齢化社会に対応した住宅施策の推進の基本方針を決定し、高齢者世帯が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮した町営住宅の整備を行うにあたり基本となる計画。	—	公営住宅法第37条	都市計画課
3-4-1	紫波町空家等対策計画 (第2期)	令和4年度	町全域	空家等対策事業についての基本的な方針として策定。	R5～R9	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条	都市計画課
3-2-3 3-3-2	紫波町公共下水道全体計画	昭和53年度 (平成11、16、18、22、27年度、令和2年度)	都市計画区域	マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定める。	S53～R7		下水道課
3-3-2	紫波町污水处理基本構想	平成16年度 (平成21年度、令和2年度)	町全域	経済的な污水处理整備区域、污水处理整備手法、整備スケジュールの構想。	H16～R7		下水道課
3-3-2	紫波町生活排水処理基本計画	平成16年度 (平成17、21年度)	町全域	生活排水に起因する問題解決のために、処理施設を整備し水質改善を図る。	H17～R7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	環境課
3-4-3	紫波町地域公共交通計画	令和5年度	町全域	町の目指す公共交通の将来像を定め、地域公共交通に関わる住民、交通事業者、行政等がどのような役割をもってその達成に向かうのかを示した計画。	R6～R10	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条	企画課
3-5-2	紫波町交通安全計画	令和4年度	町全域	町内における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画。	—	交通安全対策基本法第26条	消防防災課
3-8-1	紫波町地域防災計画	平成12年度 (平成24、28、30年度、令和2年度)	町全域	町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関が相互に協力して万全な防災対策を期するために策定。	—	災害対策基本法第42条	消防防災課

3-8-1	紫波町水防計画	平成12年度 (平成24、 28、30年度、 令和2年度)	重要水防区 域及び警戒 区域、その 他の河川区 域	大雨及び洪水による水災害を警 戒、防御し、災害から住民の生 命、財産を保護し、若しくは被害 を軽減し、公共の安全を保持する ことを目的に策定。	—	水防法第25条	消防防災課
3-8-1	紫波町国民保護計画	平成18年度 (令和5年 度)	町全域	住民の生命、身体及び財産を保護 する町の責務に鑑み、国民の保護 のための措置を的確かつ迅速に実 施するための計画。	—	武力攻撃事態等におけ る国民の保護のための 措置に関する法律第35 条第6項	消防防災課

4 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

総合計画 章-節-項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
4-1-1 ～ 4-3-4	紫波町教育大綱	令和元年度	町全域	「地方教育行政の組織及び運営に 関する法律」第1条の3の規定に 基づき、地域住民の意向のより一 層の反映と地方公共団体における 教育、学術及び文化の振興に関す る施策の総合的な推進を図る。 (令和6年度改定予定)	R2～R9	「地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律」第1条の3	教育総務課
4-1-1 4-1-6 4-2-1	紫波町子ども・子育て支 援事業計画	令和元年度	町全域	幼児期の教育・保育及び地域子ど も・子育て支援事業の提供体制と 実施に関する計画。 (令和6年度改定予定)	R2～R6	子ども・子育て支援法 第61条	こども課
4-1-3 行-2-3	紫波町学校給食センター 長寿命化計画	平成26年度	公立小・中 学校	既存施設を今後15年間を目的に、 長期間使用するため計画的な更新 を行い、施設・設備を良好な状態 に保つことを目的とする。 (令和6年度改定予定)	H28～R15		学校給食セ ンター

5 【自治・参加】多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

総合計画 章-節-項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
5-3-1	第3次紫波町男女共同参 画推進計画	令和5年度	町全域	性別にかかわらず、「人」と 「人」がお互いの意志と立場を尊 重しながら自立し、支え合い、い きいきと暮らすため、すべての住 民が男女共同参画の意義を理解 し、行動する社会を実現する。	R6～R15	男女共同参画社会基本 法第14条第3項 女性活躍推進法第6条 第2項	企画課

行財政経営

総合計画 章-節-項	計画等名	策定年度 (改定年度)	地域の指定 などの範囲	計画の目的	計画期間 (年度)	根拠法令等	所管課
序章 土地利用 の方針	国土利用計画紫波町計画 (第2次)	令和4年度	町全域	総合的かつ計画的に土地需要の量 的な調整を行い、町土地利用の質 的向上を図る。	R5～R11	国土利用計画法第8条	企画課
行-2-2	山村振興計画	平成20年度	旧佐比内 村、旧赤沢 村	安全で快適な美しい山村を実現す るために、生活、産業基盤の整 備、生活環境の整備、森林、農用 地の保全を図り策定。	—	山村振興法第8条	企画課
行-2-2	第2期紫波町まち・ひ と・しごと創生総合戦略	令和元年度 (令和4年 度)	町全域	紫波町総合計画を基礎としなが ら、特に人口減少対策や地域産業 の振興に関する施策について重点 的に取りまとめ、地方創生を推進 するために策定。 (令和6年度改定予定)	R2～R6	まち・ひと・しごと創 生法第4条	企画課
行-2-3	紫波町公共施設等総合管 理計画	平成28年度 (令和5年度)	町全域	公共施設等の総合的かつ計画的な 管理を推進するための計画。	H28～R17	平成26年4月22日付総 務第74号による要請	財政課
行-2-4	辺地に係る公共的施設の 総合整備計画	令和2年度 (令和5年度)	大志田、山 屋、船久 保、繫、正 分沢、中 沢、黒森 辺地	辺地と他の地域との間における住 民の生活水準の著しい格差を是正 するための公共施設の総合的な整 備に関する財政上の計画。	R3～R7	辺地に係る公共的施設 の総合整備のための財 政上の特別措置等に関 する法律第3条	財政課

第三次紫波町総合計画

後期基本計画

令和6年3月11日 議決

発 行 令和6年3月

紫波町

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前 2-3-1

TEL 019-672-2111

<https://www.town.shiwa.iwate.jp/>

編 集 紫波町企画総務部企画課